

第2期川崎市多文化共生社会推進協議会

報告書

2024（令和6）年3月

目次

1	はじめに	1
2	個別課題の検証について	
	(1) 情報提供・相談窓口	1
	指針1 行政サービスの充実 (2) 情報提供・相談窓口	
	重点課題1 情報の多言語化と通訳体制の拡充	
	(2) 住宅	5
	指針1 行政サービスの充実 (6) 住宅	
	重点課題4 差別解消施策の検討	
3	指針改定案について	9
4	おわりに	10

資料

第2期川崎市多文化共生社会推進協議会 委員名簿

第2期川崎市多文化共生社会推進協議会 会議開催経過

川崎市附属機関設置条例【抜粋】

第2期川崎市多文化共生社会推進協議会 中間報告書

1 はじめに

第2期川崎市多文化共生社会推進協議会（以下「本協議会」という。）は、1年目の2022（令和4）年度に川崎市多文化共生社会推進指針（以下「指針」という。）改定に向けた審議を行った。審議の結果は、「第2期川崎市多文化共生社会推進協議会 中間報告書」（2023（令和5）年2月）として提出した。2年目の2023（令和5）年度には指針に基づく施策の推進状況等についての個別課題の検証を行うとともに、事務局の指針改定に向けた状況報告に基づき指針の改定版（案）について意見交換した。審議は、「川崎市多文化共生社会推進指針に基づく施策の実施状況及び推進計画一覧」（以下「一覧」という。）の2022（令和4）年度版及び2023（令和5）年度版、並びに必要に応じて行った参考人へのヒアリングの結果等に基づき行った。

本協議会の委員及びその任期、並びに会議開催経過については資料を参照されたい。なお、すでに提出済みではあるが、「第2期川崎市多文化共生社会推進協議会 中間報告書」（2023（令和5）年2月）も添付する。

2 個別課題の検証について

（1）情報提供・相談窓口

指針1 行政サービスの充実

（2）情報提供・相談窓口

- ① 情報の多言語化や外国人市民情報コーナーの充実等、情報提供の改善に努めます。
- ② 外国人相談体制の充実に努めます。

重点課題1 情報の多言語化と通訳体制の拡充

日本語を母語としない外国人市民にとって、言葉の問題は市民生活をおくる上で大きな壁となっており、多言語での情報発信や翻訳・通訳体制のさらなる充実が求められています。

a. 施策の取組状況（総務企画局企画調整課、市民文化局多文化共生推進課、市民文化局パラムーブメント推進担当、川崎区役所総務課、川崎区役所企画課、他各区役所）

*ヒアリングを実施した所管課（室）等をゴシック体で表記している。

- ・ 川崎市総合コンタクトセンター「サンキューコールかわさき」において、英語による電話、メール、FAX及び手紙に対応、並びに5言語（中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語）の電話（3者通話）に対応し、内容に応じて最適な外国人向けの相談窓口案内等を行った（案内件数：約310件）。
- ・ 英語及び中国語のFAQ（よくある質問とその回答）をホームページに掲載（英語187件、中国語189件）し、それぞれ新規項目の追加及び既存の項目の修正を行った。
- ・ 外国人市民のための主な行政サービスの窓口と問い合わせ先一覧である「川崎市に住む外国人の皆

さんへ」を各区役所・支所、市民館等の外国人市民情報コーナー、国際交流センター等に送付、配架を依頼した。また区役所窓口で転入者向け配布を行った。2022（令和4）年度の発行部数は7,000部（隔年発行）。

- ・ 川崎区役所総合案内配置のタブレット端末に音声翻訳システム（VoiceBiz）を導入するとともに、各区役所窓口へ翻訳機を購入・貸出し、各部署における翻訳機導入の促進を図った。
- ・ 川崎市国際交流協会において、区役所や支所における行政手続きや子育て、福祉等に関する相談、手続等を含む事業を実施するに当たり、外国人市民等、日本語での対応が困難な方の来庁が想定される場合に、所管部署からの依頼に応じて通訳ボランティアを派遣した。通訳件数は29件（英語15件、フィリピン語1件、中国語5件、ポルトガル語1件、韓国・朝鮮語2件、ベンガル語2件、ネパール語1件、スペイン語2件）。
- ・ 各区役所・支所の窓口において、来庁した外国人市民と窓口職員とのコミュニケーションを支援することを目的として、タブレット型情報端末を活用したテレビ通訳とAI通訳によるサービスについて運用を実施した。サービス導入端末は33台、全端末合計の利用実績はテレビ通訳1,359回（20,707分）、AI通訳893回。
- ・ 総合案内窓口外国人市民のために英語と中国語の対応スタッフを配置し、行政サービスの窓口案内や各種相談に対応できるようにした。また、英中のみでなく、通訳ソフトやテレビ電話を搭載したタブレットを配備することで、その他言語（韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語）の対応をした。また、1階総合案内前に6言語（日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、フィリピン語、ベトナム語）に対応したタッチパネル式の広告付き案内表示板を設置した。相談件数は延べ1,219件、うち窓口への付き添いは380件。【川崎区役所】
- ・ 川崎区役所内の窓口案内や各種手続きなどを、6言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、フィリピン語、ベトナム語）で外国人に分かりやすく掲載した冊子「外国人住民のための川崎区生活便利ガイド」及び周知用チラシを更新した。【川崎区役所】
- ・ 外国人市民に対して、外国人市民情報コーナーがあることを多言語資料で案内するとともに、外国人市民情報コーナーに、外国人市民に必要な基本的な情報（特に、生活・防災・医療など）の資料を揃えるなど、情報を集約（1か所にまとめる）し、充実した情報を得られる場所を提供している。【幸区役所】
- ・ 翻訳機能を活用した案内ができるよう、窓口でタブレット端末を常備している。【幸区役所】
- ・ 多言語版フロア案内（英語、韓国・朝鮮語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語）を区民課窓口や1階の中原区からのおしらせコーナーなどで配布した。また、多言語版フロア案内をPDFにしてホームページに掲載した。英語版に関してはhtml形式のものも併せて掲載した。【中原区役所】
- ・ 「高津区役所フロアガイド」3言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語）を、引き続き総合案内と2階地域振興課相談情報窓口で配布した。【高津区役所】
- ・ 窓口案内、申請書・届出書の記載例等の外国語版を作成して提示するとともに、外国人向けの資料コーナーを設置し、情報提供を行った。【高津区役所】
- ・ 転入時の窓口案内等の外国語版を配布するとともに、外国人向け資料コーナーを設置し情報提供を

行っている。【宮前区役所】【多摩区役所】

- ・ 多言語版（英語、韓国・朝鮮語、中国語）フロア案内看板を設置している。【麻生区役所】
- ・ 川崎市国際交流センターにおいて、日本語を含む11言語に対応した「多文化共生総合相談ワンストップセンター」を運営し、外国人市民の日常生活に関する幅広い相談に対しての情報提供や助言、必要に応じて関係機関・団体等の紹介を実施した。2021（令和3）年4月から相談受付時間を拡充（相談受付時間9：00～17：00）し、同年7月からオンライン相談を開始するなど、利便性を向上する取組を実施した。また、外国人市民代表者会議募集案内へのチラシ同封、パンフレットの改訂、ホームページのリニューアルなど認知度の向上を図った。2022（令和4）年度の年間相談件数は3,314件（来訪716件、電話2,069件、メール等529件）であり、相談人数は2,270人（来訪397人、電話1,454人、メール等419人）であった。
- ・ 川崎市国際交流センターにおいて、各区役所地域振興課相談・情報担当にタブレット端末を配置し「多文化共生総合相談ワンストップセンター」とテレビ電話による相談を実施した。
- ・ 外国人窓口相談（「多文化共生総合相談ワンストップセンター」）について、「川崎市相談窓口一覧（かわさき相談マップ）」に窓口の情報を掲載し、各区役所、支所、出張所のほか、情報プラザ、公文書館、図書館、市民館等に配布し、市民への広報に努めた（日本語のみ）。

b. コメントと今後の課題

- ・ 川崎区には約18,000人の外国人住民が居住している（川崎市に居住する外国人住民の35.9%）（2023（令和5）年12月末現在）。日本語が不自由な市民が川崎区役所に来庁することも多いことから、来庁者の利便性の向上や、来庁理由を適切に総合案内で把握し担当窓口を引き継ぐことによる窓口対応全体の円滑化を図ることなどを目的として、2020（令和2）年4月から、川崎区役所の総合案内に英語・中国語対応ができるスタッフを配置して、窓口案内や相談対応を行っている。
- ・ 情報提供・相談窓口に関連して、川崎区役所総合案内における多言語対応について、川崎区役所総務課と実際に窓口対応に当たっているスタッフにヒアリングを行った。
- ・ 対応スタッフは、日本語対応2名、中国語対応1名、英語対応2名の5名体制である。日本語対応スタッフは毎日1名配置される。月・水・木・金は英語対応スタッフが交代で1名、月・火・金は中国語対応スタッフ1名が配置されている。つまり、月・金が3人体制、火・水・木は英語対応スタッフまたは中国語対応スタッフが配置される2名体制となっている。
- ・ 日本語が不自由な来庁者に窓口を案内する場合は、「窓口引き継ぎメモ」を作成し来庁者に渡し、窓口で提出するように伝え、担当窓口はその旨を電話連絡している。来庁目的が相談の場合は、来庁者の希望に応じて、タブレット端末を利用して国際交流センターの相談窓口につなぐこととなっている。また、来庁者にスタッフから積極的に声かけをしているとのことである。区役所に不案内な来庁者には心強く、親切な対応が取られていると評価できる。
- ・ 2022（令和4）年度の相談件数は延べ1,219件である。川崎区役所の資料によれば、相談言語は中国語595件、フィリピン語300件、英語227件である。英語と中国語の対応スタッフが配置されることになっているが、フィリピン語で対応できるスタッフがいるためフィリピン語で対応している。

- ・ 2022（令和4）年度実績では、相談件数は毎月80件から120件で推移しており、月による相談件数の違いは大きくない。
- ・ 相談カテゴリーとしては、多い順に生活一般、医療関係（新型コロナウイルス感染症関連を含む）、保険・福祉・年金・介護保険、税金、住宅・居住支援関係、在留・国籍関係、保育園・幼稚園・子育て、語学学校・日本語講座、婚姻関係・離婚問題と続き、相談内容が多岐にわたることがわかる。
- ・ 1,219件の相談への対応としては、口頭での対応・説明が826件、窓口への付き添い・申請書記入の補助が380件、国際交流協会相談員につなぐ対応が13件であった。翻訳アプリを用いた対応は0件であったが、対応言語以外の場合は日本語で説明を行ったり、国際交流協会に電話して通訳をしてもらったりという対応を取っているとのことであった。
- ・ 付き添い・申請書記入の多い窓口は区民課が一番多く、住民登録や証明書発行のための申請書の記入方法の説明を行っているとのことである。その次は、保険年金課で保険料減免や保険証関連の説明が多い。
- ・ 1,219件の相談に対して380件において窓口への付き添い・申請書記入の補助を行っているように、窓口への案内、引き継ぎだけでなく、通訳や申請書類の記載の支援までしてもらえることから、まさに「ワンストップ」の対応がとられているといえ、川崎区役所総合案内の多言語対応は非常に高く評価できる。また、付き添い支援は日本語が不自由な外国人市民に限らず日本人市民に対しても行われており、外国人市民、日本人市民にかかわらず親切な対応が取られているといえ、区役所サービスの向上に資するものである。
- ・ 付き添い・申請書記入や窓口での相談のために他の来庁者を待たせることがあるため、また、最近では外国人市民の来庁者が増えてきたため、現場スタッフとしては毎日3名体制が望ましいとの意見を持っているとのことであった。これに対しては、2024（令和6）年度は支所再編の関係もあり、3名体制にするとのことであった。
- ・ 毎日3名体制にする方向であるとのことだが、今後も外国人市民の増加が見込まれることから、相談者の数や対応内容に応じてスタッフを増やすなどが必要だろう。
- ・ 多文化共生推進課によれば、川崎区役所総合案内の多言語対応は、施策推進の新たな地域拠点の開設を検討するに当たり、ニーズの把握の側面もあったとのことである。予想よりも多くのニーズがあることがわかり、また、外国人市民の全市的な増加も予想されることから、今後設置される「かわさき多文化共生プラザ」でのニーズ調査を続けた上で、それを踏まえて取組を進めるとのことである。取組の推進が期待される。
- ・ また、川崎区役所と「かわさき多文化共生プラザ」が近接するようになることから、区役所手続と関係しない相談については、「かわさき多文化共生プラザ」に引き継ぐなど、川崎区役所総合案内と「かわさき多文化共生プラザ」の役割分担も考えてよいだろう。
- ・ 川崎区役所総合案内で多言語対応をしているということは、どちらかといえばロコミで広がっているようであり、他区の住民も来庁するようである。その場合、区役所での手続が必要な案件は、その旨説明し、引き継ぎメモを作成して渡し、居住区の区役所に行くように案内しているとのことである。川崎区役所に対応可能な手続や相談については、その場で対応しているとのことである。このように他区在住の外国人市民の多言語対応ニーズもあることから、他の区役所でも繁忙期だけ、または曜日限定でも多言語対応をすべきだろう。

- ・ 相談内容の実態を見ると、区の業務に関係しない相談も少なくなく、生活相談の側面も持っている。そうした相談にもできる範囲で対応しているとのことである。国際交流センターでの相談も同様とのことであり、川崎区役所総合案内と国際交流センターの相談体制が、分野を限定しない間口の広い相談の入り口になっていることがわかる。外国人市民に限らず、市民の困りごとは複合的な要因からなることが多いことから、分野が限定されず、気軽に相談できる場所があることは重要である。今後設置される「かわさき多文化共生プラザ」にも同様の機能が期待される。
- ・ 川崎区役所総合案内の多言語対応の利点は、付き添いや通訳を受けながら手続きができる点にある。これに対して、国際交流センターでは多様な言語での相談体制を整えている。両者が連携することで、全体的な外国人市民への対応が可能になっている。また、2023（令和5）年4月から「オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）」等を活用し、行政手続を原則オンラインで申請できるようになったことから、国際交流センターの相談窓口（対面・オンライン）で、行政手続の支援を行う機会も出てくるだろう。
- ・ 川崎区役所総合案内の取組は、外国人市民が社会で働く場になっており、社会参加の機会を与えているともいえる。現在は、川崎区役所の庁舎管理委託の一部に窓口案内業務が含まれ、毎年度競争入札が行われている形になっている。ノウハウを持ったスタッフを維持するためにも、スタッフの待遇改善のためにも、会計年度任用職員としての採用に切り替えることも検討してよいだろう。

（2）住宅

指針1 行政サービスの充実

（6）住宅

- ① 住宅基本条例や居住支援制度等の広報啓発を進めるとともに、相談体制の充実に努めます。
- ② 民間賃貸住宅の入居差別の解消や安定した居住の確保に努めます。

重点課題4 差別解消施策の検討

これまでの取組にもかかわらず入居差別をはじめとした差別は解消しておらず、差別解消と人権侵害の防止に対する取組を一層進めることが必要となっています。

a. 施策の取組状況（まちづくり局市営住宅管理課、まちづくり局住宅整備推進課、市民文化局多文化共生推進課）

*ヒアリングを実施した所管課（室）等をゴシック体で表記している。

- ・ 入居者募集時に作成している募集案内ポスターにルビを付け、区役所・行政サービスコーナーや国際交流センターにも掲示した。また、国際交流センターにおいて開催された入居者募集に伴う申請手続きの説明会で説明を行った。説明会参加人数は13人。
- ・ 川崎市住宅供給公社の窓口において、外国人市民に対しても適切な相談業務を行い、外国人市民の入居に至っている。
- ・ 入居手続きや入居後のルールなどを記載した「住まいのしおり」の英語以外の版を運用している。英語以外は、中国語2種類、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語の6言語。

- ・ 「川崎市居住支援協議会」を中心に、家主・不動産店の多文化共生に関する理解を深めるとともに、協議会の居住支援ガイドブックや、多言語による制度に関するパンフレット及び、「すまいの相談窓口」のチラシ（11言語：日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語）を配布するなど、外国人に対する居住支援の周知に努めた。
- ・ 入居から退去するまでに必要な手続きや守るべきマナー・ルールをまとめた外国人向けのサポートブックを作成した。
- ・ 居住支援制度については、外国人支援団体等との協働により実施した。協力不動産は3月31日時点で260店舗。
- ・ 定期的開催される外国人居住支援ネットワーク運営協議会において、神奈川県や「かながわ外国人すまいサポートセンター」、宅地建物取引業団体とともに委員として参加し、連携に努めた。

b. コメントと今後の課題

- ・ 2019（令和元）年に実施した「川崎市外国人市民意識実態調査 報告書」（2020（令和2）年3月）の住居を探す際に経験した困難に関する質問に対する回答によれば（複数回答）、川崎市で住居を探す際に「困った経験はない」という回答が50.2%を占める一方、「外国人であることを理由に入居を断られた」（26.1%）、「外国人であることを理由に物件を紹介してもらえなかった」（14.2%）のように入居差別が解消されていないことから、本協議会では以前より住宅に関する施策に関心を寄せていた。
- ・ こうしたなか、「住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいの確保のための居住支援の充実」を目指し、川崎市、不動産関係団体、居住支援団体等が参加する総合的な居住支援の検討の場として「川崎市居住支援協議会」が2016（平成28）年6月30日に設置された。
- ・ 居住支援協議会の設置から7年が経過したことから、居住支援協議会の活動実態を含めて、居住支援の施策について、まちづくり局住宅整備推進課に対してヒアリングを行った。また、川崎市国際交流センター及びNPO法人かながわ外国人すまいサポートセンターにも質問し文書で回答を得た。
- ・ 川崎市住宅基本条例14条2項に基づく市長介入（高齢者等の入居の機会の制約又は居住の安定が損なわれることがあったときの調査及び必要な協力・改善の要請）の実態を尋ねたところ、近年ではないとのことであった。それは、トラブル等があったときは、居住支援法人、市の住宅部門・福祉部門が対応して解決に導くことで、「居住の安定が損なわれる」までには至らないからだろうとのことである。
- ・ 居住支援協議会の議論や家主向けセミナー等において、川崎市住宅基本条例と川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例の意義の説明や入居差別をしてはいけない旨の説明を行っているかどうか尋ねたところ、こうした説明を行っていないとのことであった。
- ・ 居住支援協議会では、外国人に限らず高齢者や精神障害者などさまざまなカテゴリーの住宅確保要配慮者が円滑に入居するにはどうしたらよいかという視点で協議しているとのことである。また、不動産会社も差別をしているという認識はなく、受入れに対して不安があるので、その不安解消するにはどうしたらよいか、受け入れる仕組みづくりという視点で協議しているとのことである。
- ・ 実際、居住支援協議会は、「居住者情報 共有シート」の作成（2016（平成28）年度）、住宅

確保要配慮者への物件提供に対する家主の理解を深めるための「家主向けリーフレット」の作成(同)、居住中や退去手続きにおける支援体制や対応策、事例等を整理した「居住支援ガイドブック」の作成(2017(平成29)年度)、精神障害者への物件提供に関する家主や不動産事業者の理解を深めるための「精神障害者の居住支援に関するセミナー」の開催(川崎市地域自立支援協議会との共催。2018(平成30)年度)、「居住支援ガイドブック 精神障害者の居住に関する事例集」の作成(川崎市地域自立支援協議会との共同作成。2019(令和元)年度)等を行うとともに、川崎市の居住支援の取組や住宅セーフティネット法に基づくセーフティネット住宅登録制度等に関する説明・周知を毎年度行っている。

- また、居住支援協議会は、入居者・支援者向けには、民間賃貸住宅への入居に伴い発生する権利や義務、退去までの手続き等についてまとめた「賃貸借契約に関するサポートブック」の作成(2020(令和2)年度)、「外国人向けすまいのサポートブック」の作成(2022(令和4)年度)を行っている。
- 居住支援協議会の設置以降、上記のようなガイドブック、サポートブックの作成や市・国の取組についての説明・周知が行われ、その活発な活動を評価することができる。不動産店や家主の不安の解消に努めるという点では、入居後にトラブルが発生しても、このようにトラブルが解決できたという事例集があれば、より不安解消につながるだろう。
- 居住支援制度の利用件数について尋ねたところ、2013(平成25)年度をピークに年々減少しており、2021(令和3)年度は97件(うち外国人は2件)、2022(令和4)年度は77件(同2件)とのことであった。減少の理由としては、民間の家賃保証会社のサービスが充実してきたからだと推測しているとのことである。
- 外国人市民による居住支援制度の利用件数の減少は、居住支援制度を利用せずに民間賃貸住宅が借りられていることの表れなのかもしれない。しかし、上記の通り、入居差別の経験者は一定数いることから、居住支援制度を知らない、または使いたくても使えないことを表しているのかもしれない。
- 市の居住支援制度の意義について尋ねたところ、市の制度は、家賃の滞納などが起きたときに半額を市が債務保証すること、一般の保証会社では審査が通りづらい人が利用できることから、セーフティネットの役割を果たしているとの認識が示された。なお、居住支援制度の外国人市民向けパンフレットは、やさしい日本語のほか10言語(英語、韓国・朝鮮語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語(フィリピン語)、タイ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語)で市のホームページに掲載されている。
- 不動産店が居住支援制度を用いるためには、協力不動産店として登録する必要がある。家主にとっても不動産店が協力不動産店に登録していれば、居住支援制度の枠内で保証人の問題も解決でき、制度利用対象者については、通訳派遣などによって入居前、入居後も支援を受けられる。民間賃貸住宅を探すのに苦勞する外国人市民にとっても、不動産店や家主にとっても、居住支援制度の意義は大きい。そのためにも協力不動産店を増やしていくことが重要である。
- 市の居住支援制度を利用するには、原則として、日本に居住する親族等の緊急連絡人を設定する必要があるが、緊急連絡人を見つけられないことも以前より問題となっていたため、緊急連絡人について尋ねたところ、2021(令和3)年度より緊急連絡人がなくても一定の条件を満たせば審査が受けられる場合があるようになったとのことであった。

- ・ 居住支援制度を使える協力不動産店は現在260店であり、川崎市内の不動産店の1割に満たない。2017（平成29）年2月に行ったヒアリングでは、約250店との回答を得て、その際に増やす努力をしているとのことであった。民間賃貸住宅を探すのに苦労する外国人市民が一定数いるなか、協力不動産店を増やしていくことが重要である。通訳の依頼や入居後のトラブル発生時への対応など、不動産会店のメリットを強調するなどして、協力不動産店を増やす努力を続けてもらいたい。
- ・ ヒアリングの中で、協力不動産店が増えない理由の1つとして、不動産店がいつも使っている保証会社とは別の市指定の保証会社を使わなければならない点があげられていた。仮に、保証会社との付き合いの関係から不動産店が協力不動産店への登録をためらうのであれば、市は保証会社に制度を理解してもらうことも必要かもしれない。
- ・ 外国人市民を含めた住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居を促進するためには、住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度を用いた登録住宅の確保も重要であろう。川崎市では、2022（令和4）年度末で4,988戸の登録があるとのことであるが、入居に至った実績は把握していないとのことであった。登録と入居の関係を把握することで制度の意義が確認できることから、登録住宅を増やすとともに、入居実態の把握にも努めてもらいたい。
- ・ 川崎市の居住支援としては、住宅供給公社のすまいの相談窓口において、住宅確保要配慮者から民間賃貸住宅への入居相談を受けた際に、居住支援協議会サポート店が物件の紹介を行っている。外国人相談窓口に住宅に関する相談があった場合に、すまいの相談窓口につなぐことで連携して対応できる体制になっているとのことである。
- ・ 外国人市民の入居の際に問題となる点について尋ねたところ、日本語でのコミュニケーションが難しいこと、生活習慣の違いなどによるトラブル発生、日本語で対応可能な緊急連絡人が確保できないことが考えられるとのことであった。
- ・ 実際、日本語でのコミュニケーションが難しい場合は居住支援制度の枠内でNPO法人かながわ外国人すまいサポートセンターに通訳を依頼しているとのことである。また、生活習慣の違いに基づくトラブル発生については、「居住支援ガイドブック」「外国人向けすまいのサポートブック」も作成されている。日本語で対応できない緊急連絡人についても通訳を依頼することでコミュニケーション可能である。
- ・ 日本語でのコミュニケーションが難しそう、トラブルが発生しそう、緊急連絡人が外国人であるもしくは日本語ができないという理由で外国人市民の入居希望を拒絶するのは、「外国人であることを理由とした入居差別」に当たる。居住支援協議会にあっては、不動産会社や大家に対して、協力不動産店に登録の利点を周知するとともに、住宅基本条例や差別のない人権尊重のまちづくり条例の趣旨を踏まえて、入居差別をしてはならないことを啓発してもらいたい。
- ・ また、外国人市民の持つ在留資格によって賃貸借契約を結ぶか結ばないかを定めることや日本人の連帯保証人や緊急連絡人の設定を必要以上に強く求めることはあってはならないことである。居住支援協議会にあっては、不動産会社や大家に対するセミナーにおいて、こうした点も踏まえて、周知・啓発に努めてもらいたい。
- ・ 不動産店や家主は差別しているつもりはないが、外国人市民は差別されていると受け止めているのであれば、それは双方にとって不幸なことである。市や居住支援協議会にあっては、このギャップが

なぜ生じるのかの原因を探ることが重要であるとの認識を持ち、このギャップができるだけ少なくなるように努めるべきである。

- ・ 諸外国での難民申請者の住居探しに行政が民間の空家所有者とのマッチングを仲介するという事例を念頭において、川崎市の「空家マッチング制度」について尋ねたところ、川崎市での空家登録は4件、利活用希望者の登録件数は15件とのことである。このように件数が少なく、本協議会として評価できる状況にはないが、外国人支援団体が利活用希望の登録をして、サブリースという方式で空家を活用することは認められているとのことであった。
- ・ NPO法人かながわ外国人すまいサポートセンターに川崎市在住の外国人市民からの相談件数等を尋ねたところ、2022（令和4）年度の支援件数は22件（入居前民間住宅11件、入居前公営住宅8件、入居後民間住宅2件、入居後公営住宅0件、その他1件）との回答を得た。支援の延べ回数は169回であり、1件当たり何度も丁寧に支援されていることがわかる。
- ・ 居住支援協議会の幹事には多文化共生推進課も加わっている。外国人市民向けのサポートブックの作成に当たって、表現方法などで助言が求められたとのことである。今後も、多文化共生推進課から〈やさしい日本語〉ガイドラインに沿った表現方法を含め、多文化共生の観点から居住支援協議会への働きかけを行ってほしい。

3 指針改定について

- ・ 冒頭で述べたとおり、本協議会は1年目に指針の改定に向けた審議を行い、その結果を2023（令和5）年2月に「第2期川崎市多文化共生社会推進協議会 中間報告書」として提出した。また、2年目には、事務局より事務局の指針改定に向けた状況報告がなされ指針の改定版（案）が示されたことから、改定版（案）についても意見交換を行った。
- ・ 以下、指針の改定版（案）について出された意見を紹介しつつ、指針に基づく個別施策の実施及び将来の指針改定についての本協議会の意見を述べる。
- ・ 川崎市は指針の改定版（案）を示しパブリックコメントにかけた（2023（令和5）年11月27日から12月27日まで）。このなかで、住宅に関する課題が次のように示されている（改定版（案）18頁。下線は改正部分）。

<課題>

国籍や文化の違い、また、日本語を十分に理解できないことによる近隣トラブルなどの理由により、民間賃貸住宅への入居差別はなくなっていない現状があります。このため、住宅基本条例や居住支援制度を不動産業者、家主、市民等に十分広報するとともに、外国人市民への住宅に関するルールやマナーの周知啓発も重要です。

- ・ 入居差別は、差別する側（ここでは不動産業者や家主）の問題である。しかし、「近隣トラブルなどの理由により」と書くと、差別される原因があたかも外国人市民の側にあるように読める。また、そのための施策として「外国人市民への住宅に関するルールやマナーの周知啓発」の重要性を示していることから、市は、入居差別の原因が外国人市民にあるため、その原因をなくすまたは小さくする

施策を行うという立場に立っているかのように読める。

- ・ 川崎市のこれまでの取組や2019（令和元）年実施の「川崎市外国人市民意識実態調査 報告書」（2020（令和2）年3月）等からもわかるように、当該箇所課題とすべきは、第一に民間賃貸住宅を探すために不動産店を訪れた際に、または入居に至る過程で生じている、外国人であることを理由とした「不当な差別」である。そして第二に入居差別とは別の、外国人市民の居住の安定に関する課題である。
- ・ にもかかわらず上記改定版（案）のような課題設定は、外国人市民に問題があると捉えて差別を正当化する根拠に使われかねない。
- ・ 川崎市人権尊重のまちづくり条例は、第3条で「市は、この条例の目的を達成するため、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。」と市の責務を定めているが、上記のような課題設定によって差別を正当化する根拠を意図せずとも与えてしまうならば、市が行うべき責務に反するといえるだろう。
- ・ したがって、本件に限らず、指針に基づく個別施策に関する文書の作成や将来の指針改定の際には、市の立場や考えが誤解されないよう、また、市が作成する文書が差別を正当化する根拠に使われないよう十分注意すべしである。
- ・ また、今回の改定における重要な点の1つは、2015（平成27）年10月改定で設けた重点課題を指針本体に組み入れることである。2015（平成27）年10月改定版には、「これまでの取組にもかかわらず入居差別をはじめとした差別は解消しておらず、差別解消と人権侵害の防止に対する取組を一層進めることが必要になっています。」と重点課題が示されていた。指針の中の「施策の具体的推進内容」における「課題」に明示されていなくとも、この重点課題の考えを念頭において個別施策の実施に取り組んでもらいたい。

4 おわりに

第2期の本協議会の調査審議内容は上にまとめたとおりである。ヒアリングや質問への回答に協力いただいた所管課（室）や団体、市民の方々に感謝申し上げたい。また、本協議会事務局である多文化共生推進課にも感謝したい。

本報告書で述べた意見は、本協議会委員の総意である。本報告書の内容が全庁・全区に周知され、多文化共生施策の実施に当たって各所管課（室）、区役所、教育委員会が本報告書内容を尊重することを望む。

資 料

第2期川崎市多文化共生社会推進協議会 委員名簿

任期：2022（令和4）年4月1日から

2024（令和6）年3月31日まで

中野 裕二（なかの ゆうじ） 会長	駒澤大学法学部教授
小ヶ谷 千穂（おがや ちほ） 副会長	フェリス女学院大学文学部教授
大西 楠 テア（おおにし なみ てあ）	専修大学法学部教授
北沢 仁美（きたざわ ひとみ）	公益財団法人川崎市国際交流協会 常務理事・事務局長
孔 敏淑（こん みるく）	外国人市民代表者会議第9・10期代表者

敬称略、会長・副会長を除き50音順

第2期川崎市多文化共生社会推進協議会 会議開催経過

回	時期	審議内容
1	2022（令和4）年 5月27日（金）	委員委嘱 指針改定に向けた年間審議計画の確認
2	7月8日（金）	施策の実施状況（事務局報告） 指針改定に向けた検討
3	9月5日（月）	指針改定にむけた検討 協議会部会設置について
4	10月21日（金）	指針改定に向けた検討 第2期の中間報告として、指針の改定に向けた意見のとりまとめ
5	12月9日（金）	指針改定に向けた検討 第2期の中間報告として、指針の改定に向けた意見のとりまとめ
6	2023（令和5）年 1月27日（金）	第2期の中間報告として、指針の改定に向けた意見のとりまとめ
7	5月26日（金）	施策の実施状況（事務局報告） 年間の審議計画 施策の検証・評価 「テーマの決定」
8	7月27日（木）	施策の検証・評価 テーマ：1（6）住宅 ヒアリング：まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課
9	10月5日（木）	施策の検証・評価 テーマ：1（2）情報提供・相談窓口 ヒアリング：川崎区役所まちづくり推進部 総務課 企画課
10	11月24日（金）	第2期のまとめと報告書の作成について 指針改定に向けた状況報告について（事務局報告）
11	2024（令和6）年 1月26日（金）	第2期のまとめと報告書の作成について

川崎市附属機関設置条例（平成 27 年 3 月 23 日条例第 1 号）【抜粋】

（趣旨）

第 1 条 この条例は、法令又は他の条例若しくは規則で別に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属機関として別表第 1 及び教育委員会の附属機関として別表第 2 の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

（所掌事務）

第 3 条 附属機関の所掌事務は、別表第 1 及び別表第 2 の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

（組織）

第 4 条 附属機関は、別表第 1 及び別表第 2 の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の定数の欄に掲げる委員をもって組織する。

2 委員は、別表第 1 及び別表第 2 の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）が委嘱し、又は任命する。

3 市長等は、附属機関に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

（委員の任期）

第 5 条 委員の任期は、別表第 1 及び別表第 2 の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

（会長）

第 6 条 附属機関に当該附属機関を代表し、会務を総理する者（以下「会長」という。）1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第 7 条 附属機関は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 附属機関は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第8条 附属機関は、必要に応じ部会を設置することができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が会議に諮って指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

7 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が附属機関に諮って定める。

附 則

(施行期日) 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置) 2 この条例の施行の際現に別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関に相当する合議体(以下「従前の合議体」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、第4条第2項の規定により別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、同日における従前の合議体の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。 ～以下省略～

別表第1 (第2条～第5条関係) 市長の附属機関 (抜粋)

附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
川崎市多文化共生社会推進協議会	国籍、民族又は文化の違いを豊かさとして生かし、全ての人相互いに認め合う多文化共生社会を実現するための施策の推進に関する指針その他当該施策の推進に必要な事項に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員	2年

第2期川崎市多文化共生社会推進協議会

中間報告書

2023（令和5）年2月

目 次

第2期川崎市多文化共生社会推進協議会・中間報告

－「川崎市多文化共生社会推進指針」改定の提案－・・・1

1	行政サービスの充実	1
(1)	行政サービスの提供	2
(2)	情報提供・相談窓口	3
(3)	年金制度	5
(4)	保健・医療	6
(5)	福祉	7
(6)	住宅	8
(7)	防災	9
2	多文化共生教育の推進	11
(1)	就学の保障と学習支援	12
(2)	違いを認め合う教育	15
(3)	地域における学習支援	16
(4)	家庭へのサポート	18
3	社会参加の促進	21
(1)	市政参加	21
(2)	地域における外国人グループ等の活動	22
4	共生社会の形成	23
(3)	市職員の採用	24
(4)	事業者への啓発	25
(5)	国際交流センターの活用	26
5	施策の推進体制の整備	28
(1)	行政組織の充実	28
(2)	関係機関・ボランティア団体等との連携	31
6	重点課題	32
資 料		
1	委員名簿	36
2	会議開催経過	37
3	指針概要図（現行）	38
4	指針概要図（改定提案）	39
5	川崎市附属機関設置条例	40

第2期川崎市多文化共生社会推進協議会・中間報告 －「川崎市多文化共生社会推進指針」改定の提案－

2022（令和4）年度の第2期川崎市多文化共生社会推進協議会（以下「本協議会」という。）は、川崎市が予定する「川崎市多文化共生社会推進指針」（以下「指針」という。）の改定に対する本協議会の意見について協議を行った。6回の協議の結果、指針改定の提案について意見の一致を見たので、ここに協議会の中間報告という形で提出する。委員及びその任期については資料1を、本中間報告までの審議内容については資料2を参照されたい。

協議にあたっては、2015（平成27）年10月の指針改定以降の本市施策の展開、社会情勢及び国際情勢の変化を踏まえるとともに、国の施策と整合を図ることを念頭においた。国の施策との整合において参考にした資料は、2018（平成30）年12月に国が決定し、2022（令和4）年6月14日に改訂がなされた「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）」（以下「総合的対応策」という。）、この総合的対応策に基づいて総務省が改訂した「地域における多文化共生推進プラン」（以下「推進プラン」という。）、及び文部科学省・外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議報告書『外国人児童生徒等の教育の充実について（2020（令和2）年3月）』（以下「有識者会議報告書」という。）である。また、第1期川崎市多文化共生社会推進協議会で検討し、提案した内容については、「第1期川崎市多文化共生社会推進協議会報告書」（以下「第1期報告書」という。）を参照した。

以下では、議論の対象となった部分について、現行指針の順序で、出された意見を「A コメントと今後の課題」で紹介し、それに基づく本協議会としての指針改定案を「B 指針改定の提案」に下線を付して示す。なお、現行指針の概要は資料3、本中間報告の改定提案を踏まえた指針の概要は資料4のとおりとなるが、施策の具体的推進内容に関する提案については本文をご覧ください。

1 行政サービスの充実

【現行指針】

1 行政サービスの充実

外国人市民が健康で安心して安全に生活するために必要な情報や行政サービスを受けられるよう、施策の充実や環境整備に努めます。

A コメントと今後の課題

- ・ 国の報告書では、各所でICTが強調されている。川崎市においてももう少し展開が必要である。

B 指針改定の提案

- ・ 以上の議論を踏まえ、指針を次のように改定することを提案する（下線部分が提案箇所）。

【指針の改定案】

1 行政サービスの充実

外国人市民が健康で安心して安全に生活するために必要な情報や行政サービスを受けられるよう、ICTの活用を含め、施策の充実や環境整備に努めます。

(1) 行政サービスの提供

【現行指針】

(1) 行政サービスの提供

<課題>

新在留管理制度及び外国人市民に係る住民基本台帳制度への移行にあたり、新しい制度や手続きを外国人市民に限らず日本人市民や企業・学校等も十分に理解していない状況にあります。新しい制度を市民に定着させることが課題となっています。また、施策の実施にあたり、対象を正確に把握して行政サービスを提供していくことが課題となっています。

- ② 新在留管理制度及び外国人市民に係る住民基本台帳制度が市民に定着するよう努めます。
 - 住民基本台帳制度への移行により行政サービスが低下しないよう努めます。
 - 特別永住者証明書の切り替え・更新の対象者に対し、呼びかけを実施するよう努めます。
 - 外国人市民に係る住民基本台帳制度の啓発に努めます。
 - 市職員及び教職員並びに企業等に対して新在留管理制度の周知を図ります。
- ③ 新在留管理制度に伴う課題・状況の把握に努め、必要に応じて国に働きかけます。

A コメントと今後の課題

- ・ 現行の在留管理制度が施行され、外国人市民に係る住民基本台帳制度が始まり10年以上経過したので「新在留管理制度」、「住民基本台帳制度への移行」、「新しい制度」と呼ぶ段階は終わった。制度の定着を前提として、現行の在留管理制度や外国人市民に係る住民基本台帳制度の問題や課題を踏まえた内容にすべきである。
- ・ 特別永住者証明書の切り替え・更新の段階は終わったと考えられる。
- ・ 居住実態と住民票ができるだけ合致するよう、住民に転入届・転出届・転居届の重要性について一層の周知を図るべきである。
- ・ 在留カードを返納して出国した中長期在留者、および再入国許可またはみなし再入国許可を取って出国し再入国期限が過ぎてしまった中長期在留者について、国から市に通知があるのか否かを確認したところ、該当する場合、国から住民票消除の法務省通知が送信されることであった。該当する外国人市民が転出届を提出していなくとも、通知により住民票から除くことになることがわかった。ただし、年金の脱退一時金の手続のためには転出届の提出が必要であるので、最終的な帰国の際の転出届提出の重要性について周知を図る必要がある。

- ・ 市職員、教職員、企業等にとって在留管理制度や在留資格についての知識は重要であり続けている。
- ・ 転入届・転出届・転居届に関する罰則が厳しすぎることをないように国に申し入れることも重要である。

B 指針改定の提案

- ・ 以上の議論を踏まえ、指針を次のように改定することを提案する（下線部分が提案箇所）。

【指針の改定案】

(1) 行政サービスの提供

<課題>

在留管理制度及び外国人市民に係る住民基本台帳制度の仕組みや手続きを外国人市民に限らず日本人市民や企業・学校等も十分に理解していない状況にあります。制度や手続きを市民に理解してもらうことが課題となっています。また、施策の実施にあたり、対象を正確に把握して行政サービスを提供していくことが課題となっています。

- ② 在留管理制度及び外国人市民に係る住民基本台帳制度の理解が進むよう周知・啓発に努めます。
 - 転入届・転出届・転居届の重要性の周知を含め、外国人市民に係る住民基本台帳制度の啓発に努めます。
 - 市職員及び教職員並びに企業等に対して在留管理制度の周知を図ります。
- ③ 在留管理制度の課題の把握に努め、必要に応じて国に働きかけます。

(2) 情報提供・相談窓口

【現行指針】

(2) 情報提供・相談窓口

<課題>

日本語や日本の生活習慣の知識が十分でない人は、情報を得る方法や諸制度が分からないことなどから、行政サービスを受けにくい場合があります。外国人向けの情報の種類は徐々に増えてきていますが、内容を的確に伝えるための工夫や、相談体制の充実が課題となっています。

- ① 情報の多言語化や外国人市民情報コーナーの充実等、情報提供の改善に努めます。
 - 「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」に基づき、行政情報や公共施設の表示について、多言語化やルビ振りを進めるとともに、情報の内容や表現についても配慮するなど、日本語が不自由な外国人市民に必要な情報がより伝わりやすくなるよう努めます。
 - 外国人市民情報コーナー及び外国人市民向けホームページ等の充実を努めます。
 - 情報提供や通訳サービスの充実のため、市民グループ等との連携に努めます。

- 転入者に対して、各区の窓口で最低限必要な情報を確実に提供するよう努めます。
- ② 外国人相談体制の充実に努めます。
- 公益財団法人川崎市国際交流協会等と連携し、国際交流センターや区役所で実施する外国人相談窓口の充実と広報に努めます。

A コメントと今後の課題

ア 福祉と教育の連携の視点

- ・ 外国人市民や外国につながる子どもの抱える困りごとが複合的な要因に基づくことが指摘されるようになってきている。実際、川崎区役所等の地域みまもり支援センターは、福祉と教育の連携の視点に基づいて支援や相談の取組を行っている。そこで、「2 多文化共生教育の推進」の（1）②の相談体制の充実の箇所に教育と福祉の連携、もしくは教育に関する相談においても複合的な要因を意識した相談体制の充実の必要性を書く必要があるが、この「1 行政サービスの充実」の（2）においても、外国人市民の抱える困りごとが複合的な要因に起因することを意識することの重要性を指摘する必要があるのではないか。

イ 重点課題「1 情報の多言語化と通訳体制の拡充」との関係

- ・ 前回の指針改定以降の施策の進展として、川崎区等の一部の区役所で実施していたタブレット型情報端末を活用したテレビ通訳サービスの全区役所での実施があげられる。また、AI通訳によるサービスの実施も全区役所で行うようになった。
- ・ 教育に関する施策としては、教育委員会が市立小中学校への翻訳機の配置、翻訳・通訳者の派遣を行うようになった。加えて、川崎区役所では独自に、「川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業」を継続している。
- ・ 指針本体に盛り込む場合、「タブレット型情報端末」のような具体的な書き方ではなく、「ICTの活用」という一般化した表現で書く方が望ましいのではないか。
- ・ その他、〈やさしい日本語〉の活用の促進も図られている。

ウ 多文化共生総合相談ワンストップセンターについて

- ・ 国の総合的対応策の一環で、川崎市においても「多文化共生総合相談ワンストップセンター」を設置し、相談言語を7言語対応から11言語対応に充実させた。施策の充実なので、変化した部分を指針にも表した方がよいのではないか。

エ その他

- ・ ①の情報提供に関し、国作成の「生活・就労ガイドブック」（総合的対応策・施策番号26）が外国人市民に役立つと考えられるので、ガイドブックの活用を周知すべきではないか。
- ・ ②の相談体制の充実に関し、出入国在留管理庁の「外国人在留支援センター（F R E S C）」（総合的対応策・施策番号36）も相談窓口を開設していることから、F R E S Cを周知することも大切だろう。

B 指針改定の提案

- ・ 以上のことから、指針を次のように改定することを提案する（下線部分が提案箇所）。

【指針の改定案】

(2) 情報提供・相談窓口

<課題>

日本語や日本の生活習慣の知識が十分でない人は、情報を得る方法や諸制度が分からないことなどから、行政サービスを受けにくい場合があります。外国人向けの情報の種類は徐々に増えてきていますが、内容を的確に伝えるための工夫や、相談体制の充実が課題となっています。

また、外国人市民が抱える困りごとは複合的な要因に基づくことが指摘されおり、総合的な視点に基づく相談体制の充実が課題となっています。

① ICTを活用しつつ、情報の多言語化、〈やさしい日本語〉の活用、外国人市民情報コーナーの充実等、情報提供の改善に努めます。

○ 「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」に基づき、行政情報や公共施設の表示について、多言語化やルビ振り、〈やさしい日本語〉の活用を進めるとともに、情報の内容や表現についても配慮するなど、日本語が不自由な外国人市民に必要な情報がより伝わりやすくなるよう努めます。

○ 外国人市民情報コーナー及び外国人市民向けホームページ等の充実に努めます。

○ 情報提供や通訳サービスの充実のため、市民グループ等との連携に努めます。

○ 転入者に対して、各区の窓口で最低限必要な情報を確実に提供するよう努めます。

○ 国作成の「生活・就労ガイドブック」等を活用するよう、積極的に広報します。

② 外国人相談体制の充実に努めます。

○ 公益財団法人川崎市国際交流協会等と連携し、国際交流センター内多文化共生総合相談ワンストップセンターや区役所等での外国人相談体制の充実と広報に努めます。

○ 外国人市民が抱える困りごとは複合的な要因に基づくことを認識した相談体制の充実に努めます。

○ 出入国在留管理庁の「外国人在留支援センター（F R E S C）」等を活用するよう、積極的に広報します。

(3) 年金制度

【現行指針】

(3) 年金制度

① 年金加入促進のため、脱退一時金を含めた制度の広報啓発に努めます。

A コメントと今後の課題

- ・ 現行指針において「広報啓発」と「広報・啓発」が混在することから、「広報・啓発」に統一すべきであろう。

B 指針改定の提案

- ・ 以上のことから、指針を次のように改定することを提案する（下線部分が提案箇所）。

【指針の改定案】

（3）年金制度

- ① 年金加入促進のため、脱退一時金を含めた制度の広報・啓発に努めます。

（4）保健・医療

【現行指針】

（4）保健・医療

- ③ 外国人市民に対して、健康保持や病気予防等の広報啓発に努めます。
- ④ 医療保険加入を促進するため、医療保険制度の広報啓発を進めます。
- ⑤ 外国人従業員の医療保険加入について、より積極的に事業者等に働きかけます。
- ⑦ 神奈川県が実施する医療通訳派遣システム事業の運営に参加し、医療通訳の充実に努めます。
 - 医療通訳派遣システムについて、市民への広報に努めます。

A コメントと今後の課題

- ・ ⑤及び⑦に関連し、総合的対応策・施策番号42において特定技能1号の外国人を雇用する事業所について、医療通訳をカバーする民間保険を推奨する旨の記載があることから、この点について検討した。川崎市では、神奈川県が実施する医療通訳派遣システム事業の運営に参加していることから、医療通訳派遣システム事業による医療通訳の充実に努めるべきであり、医療通訳をカバーする民間保険の推奨に言及する必要はない。したがって、この点について指針の改定は必要ない。
- ・ 現行指針において「広報啓発」と「広報・啓発」が混在することから、「広報・啓発」に統一すべきであろう。

B 指針改定の提案

- ・ 以上のことから、指針を次のように改定することを提案する（下線部分が提案箇所）。

【指針の改定案】

（4）保健・医療

- ③ 外国人市民に対して、健康保持や病気予防等の広報・啓発に努めます。
- ④ 医療保険加入を促進するため、医療保険制度の広報・啓発を進めます。

(5) 福祉

【現行指針】

(5) 福祉

- ① 福祉サービスの広報を積極的に行います。
 - 福祉サービスに関する情報の多言語化やルビ振りの充実に努めます。
- ② 保育所入所児童について、言語や生活習慣等の違いに配慮した保育環境の整備に努めます。
 - 保育所入所児童の保護者に対し、指針についての広報啓発の充実に努めます。
 - 保育所職員の多文化共生に関する研修の充実に努めます。
- ④ 介護を必要とする高齢者・障害者への福祉・介護保険サービスの提供にあたって、言語や生活習慣等の違いに配慮するよう、サービス提供者との連携に努めます。
 - サービス提供者への講習会等を活用し、指針についての広報啓発の充実に努めます。

A コメントと今後の課題

- ・ 多言語化と併せて〈やさしい日本語〉の活用にも言及すべきである。
- ・ ②に関して、総合的対応策・施策番号51において保育所入所の有無にかかわらず、子育て関連の相談の重要性が述べられていることから検討を行ったが、「(2) 情報提供・相談窓口」に掲げるワンストップセンターや区役所等での相談窓口で対応できていると判断し、この点に関してこの項での指針改定の提案には至らなかった。
- ・ 現行指針において「広報啓発」と「広報・啓発」が混在することから、「広報・啓発」に統一すべきであろう。

B 指針改定の提案

- ・ 以上のことから、指針を次のように改定することを提案する（下線部分が提案箇所）。

【指針の改定案】

(5) 福祉

- ① 福祉サービスの広報を積極的に行います。
 - 福祉サービスに関する情報の多言語化や〈やさしい日本語〉の活用、ルビ振りの充実に努めます。
- ② 保育所入所児童について、言語や生活習慣等の違いに配慮した保育環境の整備に努めます。
 - 保育所入所児童の保護者に対し、指針についての広報・啓発の充実に努めます。
 - 保育所職員の多文化共生に関する研修の充実に努めます。
- ④ 介護を必要とする高齢者・障害者への福祉・介護保険サービスの提供にあたって、言語や生活習慣等の違いに配慮するよう、サービス提供者との連携に努めます。
 - サービス提供者への講習会等を活用し、指針についての広報・啓発の充実に努めます。

(6) 住宅

【現行指針】

(6) 住宅

- ① 住宅基本条例や居住支援制度等の広報啓発を進めるとともに、相談体制の充実に努めます。
 - 市営住宅募集案内等の資料を分かりやすく工夫するとともに、外国人市民が気軽に住宅相談できるよう窓口の拡充に努めます。
- ② 民間賃貸住宅の入居差別の解消や安定した居住の確保に努めます。
 - 宅地建物取引業団体等関係機関に働きかけ、多文化共生に関する理解が深まるよう啓発に努めます。
 - 神奈川県や「かながわ外国人すまいサポートセンター」等との連携に努めます。

A コメントと今後の課題

- ・ 川崎市は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（通称「住宅セーフティネット法」）に基づき、2018（平成28）年6月30日に、「住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいの確保のための居住支援の充実」を目指し、川崎市、不動産関係団体、居住支援団体等が参加する総合的な居住支援の検討の場として「川崎市居住支援協議会」を設立した。川崎市居住支援協議会の活動を通じて、入居差別の解消や安定した住居の確保に努めるべきであるので、川崎市居住支援協議会を指針に位置づけるべきであろう（第1期報告書19-20頁、総合的対応策・施策番号115）。
- ・ 現行指針において「広報啓発」と「広報・啓発」が混在することから、「広報・啓発」に統一すべきであろう。

B 指針改定の提案

- ・ 以上のことから、指針を次のように改定することを提案する（下線部分が提案箇所）。

【指針の改定案】

(6) 住宅

- ① 住宅基本条例や居住支援制度等の広報・啓発を進めるとともに、相談体制の充実に努めます。
 - 市営住宅募集案内等の資料を分かりやすく工夫するとともに、外国人市民が気軽に住宅相談できるよう窓口の拡充に努めます。
- ② 川崎市居住支援協議会の活動を通じて、民間賃貸住宅の入居差別の解消や安定した居住の確保に努めます。
 - 宅地建物取引業団体等関係機関に働きかけ、多文化共生に関する理解が深まるよう啓発に努めます。
 - 神奈川県や「かながわ外国人すまいサポートセンター」等との連携に努めます。

(7) 防災

【現行指針】

(7) 防災

<課題>

防災に対する認識は文化や出身地域等により異なっています。災害に対する備えや避難所についての情報などを、普段から外国人市民にも分かりやすく伝えておくことが重要です。また、災害時に必要とされる情報を多言語で提供するための体制や、言語や生活習慣の違いに応じた支援対策等が課題となっています。

- ① 災害時において、外国人市民が差別されることなく適切な情報提供や対応が行われるような体制の整備に努めます。
 - 災害時に必要とされる情報を外国人市民にも分かりやすく迅速に提供できるよう、情報の多言語化やルビ振り、案内用図記号（ピクトグラム／絵文字）の利用など、様々な手段での情報提供に努めます。
 - 災害時多言語支援センターの周知や円滑な運営に向けた細目の整備に努めます。
 - 災害時に言語や生活習慣の違いに配慮した対応が滞りなくできるよう、支援策を検討するとともに、災害時要援護者避難支援制度の充実を図ります。
 - 日常から、災害時に外国人市民が差別的な対応をされないことがないよう啓発に努めます。
- ② 外国人市民に対して、防災に関する啓発に努め、情報を多言語で広報します。
 - 防災啓発資料や避難所マップなどの外国人市民の参加による多言語化に努めます。
- ③ 災害時の対応に備えて、市民グループ、ボランティア団体等との連携に努めます。
 - 地域の国際交流関係団体等と連携して、災害時対応の普及啓発に努めます。
 - 地域で取り組まれている防災活動が外国人市民にとって参加しやすいものとなるよう、自主防災組織等との連携に努めます。

A コメントと今後の課題

- ・ 外国人市民も災害時の担い手となることへの言及が必要である。
- ・ 普段から災害時ボランティアの募集案内が外国人市民に届くよう工夫が必要である。
- ・ 避難所での避難者登録カード、受付シートの多言語化された様式が避難所運営マニュアルに付録されている。受付シートで避難所運営に協力できる内容を記載できるようになっているので、避難所で適切に活用されるよう周知が必要である。
- ・ 避難者登録カード、受付シートに〈やさしい日本語〉版を追加すべきである。
- ・ 避難所運営マニュアルに災害時多言語支援センターの記載がない。災害時多言語支援センターの周知はもちろんのこと、避難所との連携が図れるようにすべきである。
- ・ ICT活用の観点から、観光庁監修のもと開発された、日本国内における緊急地震速報、津波警報、噴火速報、気象特別警報、国民保護情報、避難指示等を通知するアプリである「Safety Tips」(総合的対応策・施策番号32)の利用の周知を図ってもよいだろう。ただし、指針に具体名を記載するのか、一般的な表現にとどめるのかは検討が必要だろう。

- ・ 総合的対応策の施策番号33で言及されている「災害時外国人支援情報コーディネーター」の配置については、国が実施する研修を受講するかたちをとる。川崎市国際交流センター職員も受講しようとしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で実現できていない。災害時多言語支援センターを置く自治体に対して、一般財団法人自治体国際化協会が実地研修を行うなどもしている。
- ・ 災害時多言語支援センターの円滑な運営等のためにも災害時外国人支援情報コーディネーターの研修を受け、必要な知識等を身につけることが重要である。ただし、指針において「災害時外国人支援情報コーディネーター」に直接言及する必要はなく、研修の必要性を述べる形で十分かもしれない。

B 指針改定の提案

- ・ 以上のことから、指針を次のように改定することを提案する（下線部分が提案箇所）。

【指針の改定案】

<課題>

防災に対する認識は文化や出身地域等により異なっています。災害に対する備えや避難所についての情報などを、普段から外国人市民にも分かりやすく伝えておくことが重要です。また、災害時に必要とされる情報を多言語で提供するための体制やICTの活用、言語や生活習慣の違いに応じた支援対策等が課題となっています。

外国人市民も災害時に支援等の担い手となりうることから、外国人市民が避難所の運営に参加しやすい環境づくりが課題となっています。

- ① 災害時において、外国人市民が差別されることなく適切な情報提供や対応が行われるような体制の整備に努めます。
 - 災害時に必要とされる情報を外国人市民にも分かりやすく迅速に提供できるよう、情報の多言語化やルビ振り、〈やさしい日本語〉の使用、案内用図記号（ピクトグラム／絵文字）の利用など、様々な手段での情報提供に努めます。
 - 観光庁や一般財団法人自治体国際化協会等が作成するアプリやツール等を活用するよう、積極的に広報します。
 - 災害時多言語支援センターの円滑な運営に向けた細目の整理や職員の研修に努めます。
 - 災害時多言語支援センターと避難所との連携が図れるよう努めます。
 - 災害時に言語や生活習慣の違いに配慮した対応が滞りなくできるよう、支援策を検討するとともに、災害時要援護者避難支援制度の充実を図ります。
 - 日常から、災害時に外国人市民が差別的な対応をされないことがないよう啓発に努めます。
- ② 災害時において、外国人市民が避難所の運営に参加しやすい環境づくりに努めます。
 - 多言語化された避難者登録カード、受付シートの様式が付録された避難所運営マニュアルの周知を図ります。
- ③ 外国人市民に対して、防災に関する啓発に努め、情報を多言語で広報します。
 - 防災啓発資料や避難所マップなどの外国人市民の参加による多言語化や〈やさしい日本

語)の活用に努めます。

④ 災害時の対応に備えて、市民グループ、ボランティア団体等との連携に努めます。

○ 地域の国際交流関係団体等と連携して、災害時対応の普及啓発に努めます。

○ 地域で取り組まれている防災活動が外国人市民にとって参加しやすいものとなるよう、自主防災組織等との連携に努めます。

2 多文化共生教育の推進

【現行指針】

2 多文化共生教育の推進

すべての子どもの学習権を保障し、社会における少数の立場の人（マイノリティ）の文化を尊重するとともに、自立と相互理解が図られる教育を推進します。

A コメントと今後の課題

ア 「学力保障」について

- ・ 有識者会議報告書3頁において「学力保障」への言及があることから、「学力保障」という語を指針に盛り込むことの是非について議論したところ、次のような意見が出された。
- ・ 「学力保障」を指針に盛り込むと、どこまで保障するのか、学力保障の対象が外国につながる子どもだけでよいのかなどの議論が起これると考えられるので、「学力保障」を直接謳うのは避けた方がよいのではないか。
- ・ それよりも、各項目及び小項目において、具体的に展開する施策を列挙することで、全体として川崎市が学力の保障に努めていることが分かるような書き方がよいのではないか。
- ・ その場合、日本語指導に関する項目(1)③に学習支援について書くよりも、新たに学習支援に関する④を設けるのがよいのではないか。
- ・ 日本語が不自由な子どもにとって、日本語を身につけることと学力を上げることは密接につながっている面もあるので、(1)③に学習支援に関する下位項目が設けられている意味もある。
- ・ その場合、(1)③の項目の文に「学習支援」を入れる方が下位項目との関係がわかりやすくなるのではないか。

イ 個別の指導計画について

- ・ 一人ひとりに応じた「個別の指導計画」(有識者会議報告書14頁)に基づいて、就学前から高校卒業までの一貫した指導・支援のための体制づくりが必要である(同21頁)。
- ・ 外国につながる子どもの高校中退率が高いことが問題になっているので、高校を管轄する県との連携・協力のもとで一貫した指導・支援ができる体制づくりが必要ではないか。
- ・ この点は、(1)③の「日本語指導が必要な児童生徒に対し、生活に必要な日常語、学習に必要な言語の習得支援及び学習支援の充実に努めます」(改定の提案を含む)を生かして、③の下位項目として加えることができるのではないか。

ウ ICTについて

- ・ 国の報告書では、各所でICTが強調されている。川崎市においてももう少し展開が

必要である。

エ 重点課題「2 日本語学習支援の拡充」との関係について

- ・ 重点課題「2 日本語学習支援の拡充」では、「子どもから大人までを対象とした日本語学習支援の拡充」が必要であることが述べられている。重点課題を指針本体に組み込むために、「2 多文化共生教育の推進」という基本方針が就学前の子どもから大人まで全ての人の日本語学習支援を含むことが分かるように書き換えるべきではないか。
- ・ 大人の日本語学習が「多文化共生教育」の「教育」の範疇に含まれるかどうかは議論のあるところではあるが、現行指針においても「(3) 地域における学習支援」があるので問題はないだろう。基本方針「2 多文化共生教育の推進」には、就学前の子どもから大人まで全ての人の日本語学習支援が含まれることが分かるようにすることが大切である。
- ・ 基本方針の文が「すべての子どもの学習権を保障し」で始まっているのは、子どもの権利条約等を踏まえたものになっているとも考えられるので、書き方には注意が必要だろう。

B 指針改定の提案

- ・ 以上のことから、指針を次のように改定することを提案する（下線部分が提案箇所）。

【指針の改定案】

2 多文化共生教育の推進

すべての子どもの学習権を保障し、社会における少数の立場の人（マイノリティ）の文化を尊重するとともに、すべての市民の自立と相互理解が図られる教育を推進し、効果的な学習支援体制の構築に努めます。

(1) 就学の保障と学習支援

【現行指針】

(1) 就学の保障と学習支援

<課題>

外国人の子どもの中には、日本語理解が十分でなく、また、母国の教育制度や学習内容との違いから学習や学校生活に困難をきたしている場合があります。一人ひとりの状況に配慮した教育活動や学習支援による子どもの学ぶ権利の保障が課題となっています。

- ① 全ての義務教育年齢の子どもに就学の権利を保障するとともに、全ての子どものための学習環境の整備に努めます。
 - 子どもの学ぶ権利の保障について保護者への啓発を行うとともに、学習環境の整備に努めます。
 - 不就学の子どもの把握に努め、地域との協力等により就学の支援を行います。
 - 夜間学級の学習環境の向上に努めます。
 - 川崎市域における県立高校の在県外国人等特別募集制度の充実について県に働きかけま

す。

- 川崎市立高校での在県外国人等特別募集制度の創設について検討します。
- ② 就学、学習、進路等、教育全般に関わる相談体制の充実に努めます。
 - 学校や総合教育センターにおける相談体制の充実に努めます。
 - 民間団体等が実施する外国人教育相談活動についても情報の提供に努めます。
 - 日本の教育制度についての理解を促進し、また、就学や進路の相談等に対する専任相談員の設置について検討します。
- ③ 日本語指導が必要な児童生徒に対し、生活に必要な日常語、学習に必要な言語の習得支援の充実に努めます。
 - 教職員は、日本語指導等協力者と連携して日本語指導等の充実に努めます。
 - 日本語指導等協力者の派遣制度及び研修の充実に努めます。
 - 学習支援員派遣制度の充実に努めます。
 - 日本語習得や学習の支援に取り組む地域の市民グループ等やボランティアとの連携を推進します。

A コメントと今後の課題

ア ①就学保障、学習環境の整備について

- ・ 総合的対応策・施策番号60では、少なくとも1つの中学校夜間学級が設置されることを求めている。川崎市では西中原中学校に夜間学級が設置されているが、かつてのヒアリングでは、遠くて通えない、通わなくなる生徒もいるという実態が明らかになった。
- ・ そこで、夜間学級の増設について議論したところ、生徒のニーズにもよるが、日本語学習のためだけであるならICTの使用によって学習機会の確保はできるのではないかという意見が出された。学習環境の整備で補えるならば、増設までは必要ないだろう。
- ・ 通学が困難な生徒に対してICTを利用した遠隔授業によって卒業資格が得られるかどうかの法令上の規定について、事務局を通じて教育委員会事務局教育政策室に問合せを行い、また、川崎市以外の事例などを調べたが、明確な規定は無く、個別に校長の判断で認めることもできるようである。
- ・ 総合的対応策・施策番号52及び有識者会議報告書24頁において、保育所等から小学校への切れ目のない支援の必要性についての言及があることから、プレスクールについて議論した。かつてのヒアリングでは、幼稚園・保育園では問題なく過ごしていた子どもが、小学校に入学して国語の授業が進んでいくと、音読ができない、文字が覚えられないなどの困難にぶつかる事例があることが紹介された。こうした事例があることを就学前児童の保護者に早い段階で知らせる必要があるだろう。そのためにもプレスクール事業の充実が必要であり、同時に、「プレスクール」を①の下位項目に位置づける必要があるのではないか。

イ ②相談体制の充実について

- ・ 外国人市民や外国につながる子どもの抱える困りごとが複合的な要因に基づくことが指摘されるようになり、福祉と教育の連携の視点を何らかの形で指針に盛り込むことが必要であろう。
- ・ 川崎区役所等の地域みまもり支援センターが行っている外国につながる子どもの学習支援

の取組には相談も含まれるので、この②の相談体制の充実の箇所にも、下位項目に教育と福祉の連携、もしくは教育に関する相談においても複合的な要因を意識することの重要性を書くことも考えられるのではないか。

- ・ 日本語が不自由な保護者にとって、相談の際の翻訳や通訳による支援は重要な役割を果たす。通訳・翻訳体制については、川崎区「子ども支援機関通訳・翻訳支援事業」、公益財団法人川崎市国際交流協会「区役所等外国人相談通訳派遣事業」、教育委員会「海外帰国・児童生徒等関係事業」などの通訳・翻訳派遣体制の充実が見られることから、その周知を図ることが必要であり、また、その充実に努めることも必要であろう。

ウ ③日本語指導について

- ・ 日本語指導に関するこの項目（１）③に学習支援について書くよりも、新たに学習支援に関する④を設けるのがよいのではないか。
- ・ 日本語が不自由な子どもにとって、日本語を身につけることと学力を上げることは密接につながっている面もあるので、（１）③に学習支援に関する下位項目が設けられている意味もある。
- ・ その場合、（１）③の項目の文に「学習支援」を入れる方が下位項目との関係がわかりやすくなるのではないか。
- ・ 日本語指導体制の再構築を指針に反映すべきである。
- ・ 有識者会議報告書 24 頁において、「幼稚園等への日本語指導補助者・母語支援員の配置等」への言及があるため、幼稚園・保育園への日本語指導初期支援員の派遣について議論したところ、プレスクールの充実を指針に位置づけること、③の下位項目にある日本語指導初期支援員派遣制度の充実で対応可能ではないかという意見が出された。
- ・ 日本語指導巡回非常勤講師と巡回先の教職員との間の連携に課題がある。
- ・ 一人ひとりに応じた「個別の指導計画」（有識者会議報告書 14 頁）に基づいて、就学前から高校卒業までの一貫した指導・支援のための体制づくりが必要である（同 21 頁）。
- ・ 外国につながる子どもの高校中退率が高いことが問題になっているので、高校を管轄する県との連携・協力のもとで一貫した指導・支援ができる体制づくりが必要ではないか。
- ・ 「体制づくり」は市にとってハードルが高いので、「連携・協力を図ります」または「連携・協力を努めます」の方が適切ではないか。
- ・ 有識者会議報告書 3 頁において述べられているような、幼小中高で一貫した支援ができるよう県等との連携・協力が川崎市においても必要である。

B 指針改定の提案

- ・ 以上のことから、指針を次のように改定することを提案する（下線部分が提案箇所）。

【指針の改定案】

（１）就学の保障と学習支援

<課題>

外国人の子どもの中には、日本語理解が十分でなく、また、母国の教育制度や学習内容との違いから学習や学校生活に困難をきたしている場合があります。一人ひとりの状況に配慮した

教育活動や学習支援による子どもの学ぶ権利の保障が課題となっています。また、幼小中高での一貫した支援が求められています。

- ① 全ての義務教育年齢の子どもに就学の権利を保障するとともに、ICTを活用しつつ、全ての子どものための学習環境の整備に努めます。
 - 子どもの学ぶ権利の保障について保護者への啓発を行うとともに、学習環境の整備に努めます。
 - 不就学の子どもの把握に努め、地域との協力等により就学の支援を行います。
 - プレスクールの充実に努めます。
 - 夜間学級の学習環境の向上に努めます。
 - 川崎市域における県立高校の在県外国人等特別募集制度の充実にについて県に働きかけます。
 - 川崎市立高校での在県外国人等特別募集制度の創設について検討します。
 - 高校を管轄する県等と児童生徒の一貫した指導・支援について連携・協力を図ります。
- ② 就学、学習、進路等、教育全般に関わる相談体制の充実に努めます。
 - 学校や総合教育センターにおける相談体制の充実に努めます。
 - 教育に関わる相談の背景にある家庭、生活等の複合的要因を意識して対応するよう努めます。
 - 民間団体等が実施する外国人教育相談活動についても情報の提供に努めます。
 - 教育委員会、公益財団法人川崎市国際交流協会、区役所が行っている通訳・翻訳派遣事業の周知及び充実に努めます。
 - 日本の教育制度についての理解を促進し、また、就学や進路の相談等に対する専任相談員の設置について検討します。
- ③ 日本語指導が必要な児童生徒に対し、生活に必要な日常語、学習に必要な言語の習得支援及び学習支援の充実に努めます。
 - 児童生徒一人ひとりの「個別の指導計画」に基づき、学校全体での指導・支援に努めます。
 - 教職員は、日本語指導初期支援員と連携して日本語指導等の充実に努めます。
 - 日本語指導初期支援員の派遣制度及び研修の充実に努めます。
 - 国際教室、日本語指導巡回非常勤講師による日本語指導等の充実と改善に努めます。
 - 学習支援員派遣制度の充実に努めます。
 - 日本語習得や学習の支援に取り組む地域の市民グループ等やボランティアとの連携を推進します。

(2) 違いを認め合う教育

【現行指針】

(2) 違いを認め合う教育

- ① 日本人と外国人が互いを認め合い尊重し合える多文化共生教育を、外国人市民とともに推

進めます。

- 「民族文化講師ふれあい事業」等、地域における市民と協働の多文化共生教育の充実に努めます。
- 市立学校において、国際理解教育や人権尊重教育等を通じ多文化共生についての理解を深めるよう努めます。

A コメントと今後の課題

- ・ 「民族文化講師ふれあい事業」は「多文化共生ふれあい事業」に変更になっている。

B 指針改定の提案

- ・ 以上のことから、指針を次のように改定することを提案する（下線部分が提案箇所）。

【指針の改定案】

(2) 違いを認め合う教育

- ① 日本人と外国人が互いを認め合い尊重し合える多文化共生教育を、外国人市民とともに推進します。
 - 「多文化共生ふれあい事業」等、地域における市民と協働の多文化共生教育の充実に努めます。
 - 市立学校において、国際理解教育や人権尊重教育等を通じ多文化共生についての理解を深めるよう努めます。

(3) 地域における学習支援

【現行指針】

(3) 地域における学習支援

<課題>

外国人市民の中には、日本語や日本の社会・文化の理解が十分でなく、社会生活に支障をきたしている人もいます。地域で、外国人市民の学習を支援していくことが課題となっています。

- ① 日本語学習をはじめとする学習支援等の充実に努めます。
 - 「川崎市識字・日本語学習活動の指針」の周知に努めます。
 - 市民館、国際交流センター等における日本語学習支援等の充実に努めます。
 - 日本語学習支援等を行っている市民グループ等との連携に努めます。
 - 学習支援を行うボランティア等が、自らの力量を向上させることができるよう研修の充実に努めます。
 - 図書館における外国語図書の充実に努めます。
- ② 外国人市民に対して、日本の社会・制度・文化に関する理解の促進に努めます。
 - 市民館、国際交流センター、図書館等で、学習機会や資料の提供に努めます。

A コメントと今後の課題

ア 教育と福祉の連携の視点

- ・ 外国につながる子どもの寺子屋の取組は、「地域の寺子屋事業」の枠組みを発展させて実施されており、「地域の寺子屋事業」の趣旨からしても「(3) 地域における学習支援」に該当すると考えられる。
- ・ 「寺子屋」という言葉を指針に盛り込むかどうかの議論は残るが、外国につながる子どもの寺子屋を充実させるという方向で指針に追加できるとよい。
- ・ 川崎区役所等の地域みまもり支援センターが実施している外国につながる小中学生学習支援事業も地域における学習支援であるので、寺子屋と併せて表現できるとよいだろう。
- ・ 従来、この「(3) 地域における学習支援」は大人に対する学習支援を念頭においているが、「地域の寺子屋事業」のように、地域で(学校外で)子どもの学習等を支援するよう施策が展開している。「(1) 就学の保障と学習支援」が学校での教育、支援、相談等を念頭においているので、それと区別してこの(3)では、「地域での支援」が強調されるように修正すべきだろう。

イ 重点課題「2 日本語学習支援の拡充」との関係

- ・ 学校における日本語学習支援の拡充は進んでいる一方で、大人に対する日本語学習支援の拡充が課題として残っていると考えている。大人に対する日本語学習支援を進展させるよう、指針に何か書けないだろうか。
- ・ 識字・日本語学習活動において問題としてあげられるのは、ボランティアの不足である。また、学習希望者の数とボランティア希望者の数が地域によって大きく異なり、一種のミスマッチが生じている。こうした点を解決することが大切である。
- ・ 第1期報告書でも指摘されているとおり、若者や40代、50代の人たちがボランティアに参加できる環境づくりをすべきではないか。市職員のボランティア休暇の対象を日本語学習支援に拡大することで、市が範を示すことも大切なのではないか。
- ・ 学習機会の提供という点からは、識字・日本語学級に通えない人のために、オンラインコンテンツを作成するほか、独立行政法人国際交流基金日本語国際センターが作成した「JFL生活日本語Can-do」等を紹介することも大切である。
- ・ 居住地域にかかわらず学習者もボランティアも識字・日本語学習活動に参加しやすい方法という点で言えば、オンラインで行うことも考えてよいのではないか。
- ・ ただし、川崎市の識字・日本語学習活動は市民交流の場であり、多文化共生の実践の場であるという点が見逃されてはならないだろう。

ウ 重点課題「3 施策推進の地域拠点づくり」との関係

- ・ 市民文化局多文化共生推進課が検討している「多文化共生ラウンジ(仮称)」については、新たな相談支援体制の整備として市の総合計画に位置づけられ、2023(令和5)年度の整備を予定しているとのことであった。指針改定と同年度であるので、整備の進捗状況に応じて指針本体への盛り込み方を検討する必要があるだろう。
- ・ 「多文化共生ラウンジ(仮称)」が整備されることを前提とすれば、「多文化共生ラウンジ(仮称)」を活用するように指針を改定することも必要であろう。例えば、「2 多文化共生教育の推進」の「(3) 地域における学習支援」の②の下位項目「市民館、国際交流センター、

図書館等で学習機会や資料の提供に努めます。」に「多文化共生ラウンジ（仮称）」を追加するなどである。

B 指針改定の提案

- ・ 以上のことから、指針を次のように改定することを提案する（下線部分が提案箇所）。

【指針の改定案】

（3）地域における学習支援

<課題>

外国人市民の中には、日本語や日本の社会・文化の理解が十分でなく、社会生活に支障をきたしている人もいます。外国につながる子どもや外国人市民の学習を地域においても支援していくことが課題となっています。

- ① 日本語学習をはじめとする学習支援等の充実に努めます。
 - 「川崎市識字・日本語学習活動の指針」の周知に努めます。
 - 市民館、国際交流センター等における、I C Tの活用を含めた日本語学習支援等の充実に努めます。
 - 独立行政法人国際交流基金日本語国際センター等が作成する日本語学習コンテンツ等を活用するよう、積極的に広報します。
 - 外国につながる子どもに対する地域における学習支援等の充実に努めます。
 - 日本語学習支援等を行っている市民グループ等との連携に努めます。
 - 学習支援を行うボランティア等が、自らの力量を向上させることができるよう研修の充実に努めます。
 - 図書館における外国語図書の充実に努めます。
- ② 外国人市民に対して、日本の社会・制度・文化に関する理解の促進に努めます。
 - 市民館、国際交流センター、多文化共生ラウンジ（仮称）、図書館等で、学習機会や資料の提供に努めます。

（4）家庭へのサポート

【現行指針】

（4）家庭へのサポート

<課題>

外国人家庭や国際結婚の家庭では、日本の学校教育制度に対する知識、情報が不足しがちです。また、日本語や日本の社会・文化の理解が十分でなく、孤立しがちな家庭もあります。こうした家庭や外国人保護者に対する支援の充実が課題となっています。

さらに、外国人の子どもにとって、保護者と共通の言語を保持することは、家族間のコミュニケーションや文化的なアイデンティティを形成する上で重要ですが、家庭だけでは母語・母

文化等の保持が難しい場合があるため、その支援も課題となっています。

- ① 外国人保護者の状況に配慮した情報提供や支援に努めます。
 - 学校からの通知文、お知らせ等の多言語化及びルビ振りを積極的に行います。
 - 教育の重要性や学校生活等について、外国人保護者の理解が深まるよう情報提供に努めます。

A コメントと今後の課題

ア 教育と福祉の連携

- ・ 川崎区役所の地域みまもり支援センターが行っている地域における学習支援の取組は、単に学習を支援することにとどまらず、児童生徒の状況を把握したり、保護者の相談に乗ったりと、学習支援と家庭に対する総合的な支援、福祉と教育の連携の視点から実施されている。
- ・ 外国人市民や外国につながる子どもの抱える困りごとが複合的な要因に基づくことが指摘されるようになり、福祉と教育の連携の視点を何らかの形で指針に盛り込むことが必要であろう。
- ・ そのため、「(4) 家庭へのサポート」の<課題>にある、「孤立しがちな家庭もあります。こうした家庭や外国人保護者に対する支援の充実が課題」という部分を受けて、この(4)に福祉と教育の連携の重要性が分かるような下位項目を設けることも考えられる。
- ・ 川崎区役所等の地域みまもり支援センターが行っている取組には相談も含まれるので、2(1)②の相談体制の充実の箇所にも、下位項目に教育と福祉の連携、もしくは教育に関する相談においても複合的な要因を意識した相談体制の充実の必要性を書くことも考えられるのではないかと。

イ 無償化、修学支援制度に関する広報・周知

- ・ 総合的対応策・施策番号53では、幼児教育・保育の無償化、高校及び大学の修学支援制度に関する広報・周知の必要性が述べられている。これらは「(1) 就学の保障と学習支援」の②の「日本の教育制度についての理解を促進し」に含まれてしまうのかもしれないが、福祉的な意味合いも含まれるので、この「(4) 家庭へのサポート」の①に位置づけることも考えられる。

ウ その他

- ・ 日本語が不自由な保護者にとって、翻訳や通訳の支援は重要な役割を果たす。通訳・翻訳体制については、川崎区「子ども支援機関通訳・翻訳支援事業」、公益財団法人川崎市国際交流協会「区役所等外国人相談通訳派遣事業」、教育委員会「海外帰国・児童生徒等関係事業」などの通訳・翻訳派遣体制の充実が見られることから、その周知を図ることが必要であり、また、その充実に努めることも必要であろう。

B 指針改定の提案

- ・ 以上のことから、指針を次のように改定することを提案する（下線部分が提案箇所）。

【指針の改定案】

(4) 家庭へのサポート

- ① 外国人保護者の状況に配慮した情報提供や支援に努めます。
 - 学校からの通知文、お知らせ等の多言語化、〈やさしい日本語〉の活用及びルビ振りを積極的に行います。
 - 教育委員会、公益財団法人川崎市国際交流協会、区役所が行っている通訳・翻訳派遣事業の周知及び充実に努めます。
 - 教育の重要性や学校生活等について、外国人保護者の理解が深まるよう情報提供に努めます。
 - 幼児教育・保育の無償化、高校及び大学の修学支援制度に関する積極的な情報提供に努めます。
 - 教育と福祉の連携の視点に立った支援に努めます。

3. 社会参加の促進

(1) 市政参加

【現行指針】

(1) 市政参加

- ① 外国人市民代表者会議の充実を図り、外国人市民の意見の施策反映に努めます。
 - 会議の意義や活動内容についての広報啓発の充実努めます。
 - 調査審議がより充実するよう、提言の多言語翻訳及び代表者の研修や会議の支援体制の整備に努めます。
 - 多くの外国人市民に代表者会議に関心を持ってもらうよう、代表者の募集案内の全世帯送付に努めます。
 - 代表者選考の方法や会議のあり方について検討し、会議の一層の活性化に努めます。
 - 外国人市民の意見の施策への反映を推進するため、代表者会議から出された提言の進捗状況を定期的に検証評価する仕組みについて検討します。
- ② 市の審議会や区民会議等で、外国人市民委員の参加を積極的に進めるとともに、参加しやすい環境づくりに努めます。

A コメントと今後の課題

- ・ 区民会議が廃止されたことに伴い、②のうち「や区民会議」の部分を削除する必要がある。
- ・ 現行指針において「広報啓発」と「広報・啓発」が混在することから、「広報・啓発」に統一すべきであろう。

B 指針改定の提案

- ・ 以上のことから、指針を次のように改定することを提案する（下線部分が提案箇所）。

【指針の改定案】

(1) 市政参加

- ① 外国人市民代表者会議の充実を図り、外国人市民の意見の施策反映に努めます。
 - 会議の意義や活動内容についての広報・啓発の充実努めます。
 - 調査審議がより充実するよう、提言の多言語翻訳及び代表者の研修や会議の支援体制の整備に努めます。
 - 多くの外国人市民に代表者会議に関心を持ってもらうよう、代表者の募集案内の全世帯送付に努めます。
 - 代表者選考の方法や会議のあり方について検討し、会議の一層の活性化に努めます。
 - 外国人市民の意見の施策への反映を推進するため、代表者会議から出された提言の進捗状況を定期的に検証評価する仕組みについて検討します。
- ② 市の審議会等で、外国人市民委員の参加を積極的に進めるとともに、参加しやすい環境づくりに努めます。

(2) 地域における外国人市民グループ等の活動

【現行指針】

(2) 地域における外国人市民グループ等の活動

- ② 外国人市民グループ、支援グループ等が活動しやすい環境の整備に努めます。
 - グループの主体性を尊重して自主活動の育成支援に努めるとともに、グループ相互のネットワーク化について検討します。

A コメントと今後の課題

- ・ 「多文化共生ふれあい事業」(旧「民族文化講師ふれあい事業」)の講師を経験することで、社会に参加する自信がついたという外国人市民の例があり、仕事以外で、地域で活動できる場があればよい。
- ・ この項(2)のタイトルでは、施策が外国人市民グループに関するもののみのように見える。個人での活動や地域への参加も含むタイトルにすべきではないか。
- ・ 日本人市民を中心にさまざまな人が行っている地域活動に、外国人市民が参加しやすい環境づくりが必要である。新たに項目に加えてはどうか。
- ・ 外国人市民、日本人市民、外国人市民グループ、支援グループの活動が促進されるよう、国際交流センター、かわさき市民活動センター、多文化共生ラウンジ(仮称)の周知を図り、利用を促すことも必要であろう。

B 指針改定の提案

- ・ 以上のことから、指針を次のように改定することを提案する(下線部分が提案箇所)。

【指針の改定案】

(2) 地域における外国人市民等の活動

- ② 日本人、外国人に関わらず市民が地域の活動により参加しやすくなるような環境の整備に努めます。
 - 国際交流センター、かわさき市民活動センター、多文化共生ラウンジ(仮称)を活用するよう、積極的に広報します。
- ③ 外国人市民グループ、支援グループ等が活動しやすい環境の整備に努めます。
 - グループの主体性を尊重して自主活動の育成支援に努めるとともに、グループ相互のネットワーク化について検討します。

4. 共生社会の形成

【現行指針】

4. 共生社会の形成

すべての市民が違いを認め合い共に生きる社会をつくるため、市民、行政、事業者それぞれに対して意識啓発を進めるとともに、内外に開かれた地域社会づくりを促進します。

A コメントと今後の課題

- ・ 地域における多文化共生に関して、多様な担い手、外国人支援等の担い手となる人を育てること、地域社会における外国人市民の積極的な参画というところが、推進プラン改訂のポイントだと考えられる（推進プラン6頁等）。この点は、第1期報告書においても、当事者として育ってきた人のキャリアも含めて、支える地域の人たちをつくるという議論をしている。国の施策と結びつけて、重点的に議論できるポイントである。
- ・ 「4 共生社会の形成」の項目（1）～（5）は市全体にかかわる項目が挙げられているので、（6）として「地域における多文化共生社会の形成」の項をあらたに起こして、地域における多文化共生社会の形成に必要な事柄を掲げるべきではないか。
- ・ 地域における多文化共生社会の形成のためには、外国人市民を地域の構成員として認めることが不可欠であるので、新たに起こす項目にとって、現行指針の3の「（2）地域における外国人市民グループ等の活動」にある「① 町内会・自治会、PTA等に対して、外国人市民をその構成員として認め、相互理解や交流を進めるよう啓発に努めます。」の文は大切である。
- ・ 日本人市民に地域で生活する外国人市民を知ってもらうという意味で、外国人の在留資格等の制度から知ってもらう必要もあるのではないか。
- ・ 在留資格制度の周知については、1の「（1）行政サービスの提供」のところで述べている。ただし、1では周知の対象を行政職員や教職員とし、こちらでは市民として書き分けることもできるかもしれない。
- ・ 在留資格にフォーカスすると、資格の違い等に基づく偏見を助長するおそれも懸念されるので、周知の仕方には注意が必要かもしれない。
- ・ 指針の基本目標は、「国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる」社会の実現を目指すところにある。外国につながるのある子どもたちが若者となり、自らのもつ多文化的な背景が自分の中の豊かさであり、地域社会の豊かさになると実感できるような社会になればよい。
- ・ 市職員の採用の際に、多言語能力を正當に評価することも大切だと考える。また、例えば、川崎市ふれあい館で実施されている学習支援教室に通っていた外国につながるのある子どもが若者となり、教室出身の立場で学習支援者として活動する場面があるが、そうした活動も評価できるとよい。そうすることで、市の施策に当事者の視点を入れることができるのではないか。ただ、これは「（3）市職員の採用」に関わる話かもしれない。
- ・ ボランティア活動に参加する人が足りていないという問題がある。第1期報告書でも述べ

たとおり、若者や40代、50代の人たちがボランティアに参加できる環境づくりをすべきではないか。市職員のボランティア休暇の対象を日本語学習支援に拡大することで、市が範を示すことも大切なのではないか。

B 指針改定の提案

- ・ 以上のことから、「(5) 国際交流センターの活用」の後ろに新たに「(6) 地域における多文化共生社会の形成」として項を起し、次のような項目を掲げるよう提案する（下線部分が提案箇所）。

【指針の改定案】

(6) 地域における多文化共生社会の形成

〈課題〉

共生社会の形成には、地域における多文化共生の実現が不可欠です。そのためには、市内の各地域において多様な担い手を見出し、育てていく必要があります。外国人市民に地域の活動を周知するとともに、すべての市民が個人の生活と両立させつつ地域の活動に参加しやすくなる仕組みづくりが課題となっています。

- ① 町内会・自治会、PTA等に対して、外国人市民をその構成員として認め、相互理解や交流を進めるよう啓発に努めます。
 - ② 外国人市民に対して、町内会・自治会や地域の活動についての周知を図ります。
 - ③ すべての市民が地域の活動に参加しやすくなる仕組みについて検討します。
- 市職員のボランティア休暇の適用拡大について検討します。

(3) 市職員の採用

【現行指針】

(3) 市職員の採用

〈課題〉

市職員の採用試験の国籍条項は消防士以外では撤廃されており、採用後は一部の職務を除いて任用されることとなっていますが、多文化共生社会の形成を進めるため、非常勤嘱託員や臨時的任用職員を含めて外国人市民の採用等が課題となっています。

- ① 市職員の採用や任用のあり方については、他の自治体と連携しながら検討していきます。
- ② 多文化共生社会の形成に向け、非常勤嘱託員や臨時的任用職員についても外国人市民の採用に努めます。

A コメントと今後の課題

- ・ 市職員の採用の際に、多言語能力を正當に評価することも大切だと考える。また、例えば、川崎市ふれあい館で実施されている学習支援教室に通っていた外国につながるのある子ども

が若者となり、教室出身の立場で学習支援者として活動する場面があるが、そうした活動も評価できるとよい。そうすることで、市の施策に当事者の視点を入れることができるのではないか。

- ・ 川崎市が、すべての人が多様性を豊かさとして生かし、共に暮らせる社会をめざし、多様性を生かしたまちづくりをめざすのであれば、市職員が多様性を生かせるような採用の仕組みがあつてよいのではないか。
- ・ 「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」(平成29年法律第29号)により、2020(令和2)年4月からの非常勤職員等に関する制度が変更されたため、「非常勤嘱託職員や臨時的任用職員」を「会計年度任用職員等」に修正する必要がある。

B 指針改定の提案

- ・ 以上のことから、指針を次のように改定することを提案する(下線部分が提案箇所)。

【指針の改定案】

(3) 市職員の採用

<課題>

市職員の採用試験の国籍条項は消防士以外では撤廃されており、採用後は一部の職務を除いて任用されることとなっていますが、多文化共生社会の形成を進めるため、会計年度任用職員等を含めて外国人市民の採用等が課題となっています。

- ① 市職員の採用や任用のあり方については、他の自治体と連携しながら検討していきます。
○ 多言語能力や多文化共生に関わる活動経験等を評価する仕組みについて検討します。
- ② 多文化共生社会の形成に向け、会計年度任用職員等についても外国人市民の採用に努めます。

(4) 事業者への啓発

【現行指針】

(4) 事業者への啓発

<課題>

民間企業への就職時における外国人差別、外国人であることを理由とした職場内での差別や不当な労働条件等に関して、関係機関等と連携を図りながら人権の尊重及び法の遵守について啓発を行っていくことが課題となっています。

- ① 事業者が外国人の就職や労働条件において差別をせず、適正な雇用が行われるよう広報啓発に努めます。
- ② 従業員に人権意識や多文化共生意識を啓発するよう、事業者に働きかけます。
- ③ 意識啓発のための事業所内研修の支援に努めます。

A コメントと今後の課題

- ・ 事業者も多文化共生推進の主体として、積極的に関わってもらえるような指針の書き方が望ましい（推進プラン8頁）。
- ・ 〈やさしい日本語〉に対する理解と適切な活用が図られるような書き方が望ましいのではないか。
- ・ ③の事業所内研修に関し、厚生労働省作成の職場定着のためのモデルカリキュラム（総合的対応策・施策番号68）は、事業所にも外国人従業員にも役立つと考えられるので、モデルカリキュラムの活用を促すべきではないか。
- ・ 現行指針において「広報啓発」と「広報・啓発」が混在することから、「広報・啓発」に統一すべきであろう。

B 指針改定の提案

- ・ 以上のことから、指針を次のように改定することを提案する（下線部分が提案箇所）。

【指針の改定案】

（4）事業者への啓発

<課題>

民間企業への就職時における外国人差別、外国人であることを理由とした職場内での差別や不当な労働条件等に関して、関係機関等と連携を図りながら人権の尊重及び法の遵守について啓発を行っていくことが課題となっています。

また、事業者も多文化共生社会推進の主体であるとの認識を啓発することも大切です。

- ① 事業者が外国人の就職や労働条件において差別をせず、適正な雇用が行われるよう広報・啓発に努めます。
- ② 事業者は多文化共生社会推進の主体であるとの認識を持てるよう、事業者への広報・啓発に努めます。
 - 従業員に人権意識や多文化共生意識を啓発するよう、事業者に働きかけます。
 - 〈やさしい日本語〉への理解と事業所での活用が進むよう、事業者に働きかけます。
- ③ 意識啓発のための事業所内研修の支援に努めます。
 - 厚生労働省作成の職場定着のためのモデルカリキュラムを活用するよう、積極的に広報します。

（5）国際交流センターの活用

【現行指針】

（5）国際交流センターの活用

- ① 国際交流センターの利用の促進と、多文化共生に向けた事業の充実に努めます。
 - 外国人市民のための情報提供や、学習機会の提供の充実に努めます。

③ 公益財団法人川崎市国際交流協会と連携し、国際交流・協力を目的とする市民グループ等の活動を支援し、市民主体の国際交流・協力を促進します。

A コメントと今後の課題

- ・ 公益財団法人川崎市国際交流協会の定款に多文化共生社会の実現に向けた活動と支援が追加されたことから、③に「多文化共生社会の実現」の文言を追加すべきではないか。
- ・ 国際交流センターと「多文化共生ラウンジ(仮称)」との連携について言及すべきであろう。

B 指針改定の提案

- ・ 以上のことから、指針を次のように改定することを提案する（下線部分が提案箇所）。

【指針の改定案】

(5) 国際交流センターの活用

- ① 国際交流センターの利用の促進と、多文化共生に向けた事業の充実に努めます。
 - 外国人市民のための情報提供や、学習機会の提供の充実に努めます。
 - 多文化共生ラウンジ(仮称)との連携に努めます。
- ③ 公益財団法人川崎市国際交流協会と連携し、多文化共生社会の実現や国際交流・協力を目的とする市民グループ等の活動を支援し、市民主体の多文化共生社会の実現と国際交流・協力を促進します。

5. 施策の推進体制の整備

【現行指針】

5. 施策の推進体制の整備

外国人市民に関わる施策を総合的に推進するため、行政内部で連携・調整機能を充実させるとともに、市民、関係機関・団体等との連携及び国等への制度改善等の働きかけを行います。

A コメントと今後の課題

- ・ 重点課題「3 施策推進の地域拠点づくり」を指針に盛り込む場合は、「5 施策の推進体制の整備」の「(1) 行政組織の充実」に位置づけることが望ましいのではないかと。
- ・ 「4 共生社会の形成」の(5)では、国際交流センターがあることを前提に書かれている。指針改定時に整備されている「多文化共生ラウンジ(仮称)」については、国際交流センターの後ろに「多文化共生ラウンジ(仮称)」を追加するだけでよいかもしれないが、2つめ3つめの地域拠点づくりの必要性を指針本体に盛り込むとすれば、その前提として、「5 施策の推進体制の整備」に「施策の推進体制を充実させるために施設を整備し、その適切な管理運営に努める」といった内容の文言が必要なのではないか。その上で、「(1) 行政組織の充実」の項に既存の国際交流センターに加えて、「ニーズに応じて地域拠点(「多文化共生ラウンジ(仮称)」)を設置する」とか「設置を検討する」といった書き方になるのではないかと。
- ・ 指針改定時にすでに「多文化共生ラウンジ(仮称)」が一箇所設置されているならば、それ以外の地域での設置を検討すること、そして、設置された「多文化共生ラウンジ(仮称)」を活用するように指針を改定することも必要であろう。

B 指針改定の提案

- ・ 以上のことから、指針を次のように改定することを提案する(下線部分が提案箇所)。

【指針の改定案】

5. 施策の推進体制の整備

外国人市民に関わる施策を総合的に推進するため、施策推進の拠点を整備し、行政内部での連携・調整機能を充実させるとともに、市民、関係機関・団体等との連携及び国等への制度改善等の働きかけを行います。

(1) 行政組織の充実

【現行指針】

(1) 行政組織の充実

<課題>

外国人市民に関わる施策は市の業務全体に及ぶことから、施策の推進強化のため、関係局間の定期的かつ継続的な連絡調整が重要となっています。

- ① 施策推進のため、全庁的な会議等を中心に関係局間の連携・調整機能を充実させます。
- ② 他都市及び神奈川県との情報交換、連携を進め、施策展開の課題・問題点等の認識を深めます。
- ③ 指針に基づく施策の進行管理及び評価を行います。
 - 施策の推進状況調査の定期的な実施により、指針の進行管理を行います。
 - 市民・学識経験者等による川崎市人権施策推進協議会外国人市民施策部会を設置して施策の検証・評価についての助言を受け、指針の見直しに反映させます。
 - 施策の評価等について、外国人市民に分かりやすい形での公表に努めます。
- ④ 多文化共生社会の推進状況を把握し、施策に役立てるために、外国人市民の生活と意識に関する実態調査を定期的な実施するよう努めます。
- ⑤ 外国人市民であることを理由とする差別の解消と人権侵害の防止に向けた施策について検討します。

A コメントと今後の課題

ア 組織変更について

- ・ 川崎市人権施策推進協議会外国人市民施策部会から川崎市多文化共生社会推進協議会に変更になっている。
- ・ 多文化共生推進課が事務局を務める「人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会外国人市民施策専門部会」において迅速な情報共有や連携・調整等が行われることが期待される。

イ 重点課題「3 施策推進の地域拠点づくり」との関係

- ・ 市民文化局多文化共生推進課が検討している「多文化共生ラウンジ（仮称）」については、新たな相談支援体制の整備として市の総合計画に位置づけられ、2023（令和5）年度の整備を予定しているとのことであった。指針改定と同年度であるので、整備の進捗状況に応じて指針本体への盛り込み方を検討する必要があるだろう。
- ・ 指針に盛り込む場合は、「5 施策の推進体制の整備」の「(1) 行政組織の充実」に位置づけることが望ましいのではないかと。
- ・ 「4 共生社会の形成」の(5)では、国際交流センターがあることを前提に書かれている。指針改定時に整備されている「多文化共生ラウンジ（仮称）」については、国際交流センターの後ろに「多文化共生ラウンジ（仮称）」を追加するだけでよいかもしれないが、2つめ3つめの地域拠点づくりの必要性を指針本体に盛り込むとすれば、その前提として、「5 施策の推進体制の整備」に「施策の推進体制を充実させるために施設を整備し、その適切な管理運営に努める」といった内容の文言が必要なのではないか。その上で、「(1) 組織の充実」の項に既存の国際交流センターに加えて、「ニーズに応じて地域拠点（「多文化共生ラウンジ（仮称）」）を設置する」とか「設置を検討する」といった書き方になるのではないかと。
- ・ 指針改定時にすでに「多文化共生ラウンジ（仮称）」が一箇所設置されているならば、それ以外の地域での設置を検討すること、そして、設置された「多文化共生ラウンジ（仮称）」を活用するように指針を改定することも必要であろう。
- ・ また、上のような修正を加えるならば、改定内容が導き出せるよう「課題」についても修

正が必要なのではないか。

ウ その他

- ・ 現行指針の④の外国人市民意識実態調査に関して、「定期的を実施するよう努めます」から踏み込んで「定期的を実施します」とすべきではないか（総合的対応策・施策番号21関連）。
- ・ 現行指針の⑤に関して、人権侵害が生じたときに川崎市だけで救済措置を講じることが難しいのが現状である。そこで、法務省人権擁護機関の相談・調査救済手続の積極的な広報・周知を図るよう指針に加えるべきではないか（総合的対応策・施策番号160関連）。
- ・ 現行指針の⑤に関して、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」が2019（令和元）年12月16日に公布・施行され、2020（令和2）年7月1日に全面施行されたことから、この条例が適切に運用されるよう、指針に書き加えるべきであろう（第1期報告書、推進プラン15頁関連）。

B 指針改定の提案

- ・ 以上のことから、指針を次のように改定することを提案する（下線部分が提案箇所）。

【指針の改定案】

<課題>

外国人市民の増加と多様化が進むなか、川崎市の地理的特性を考慮した施策推進の地域拠点が求められています。また、外国人市民に関わる施策は市の業務全体に及ぶことから、施策の推進強化のため、関係局間の定期的かつ継続的な連絡調整が重要となっています。

- ① 外国人市民のニーズと地理的特性を踏まえ、「多文化共生ラウンジ（仮称）」を設置し、その活用に努めます。
- ② 施策推進のため、全庁的な会議等を中心に関係局間の連携・調整機能を充実させます。
- ③ 他都市及び神奈川県との情報交換、連携を進め、施策展開の課題・問題点等の認識を深めます。
- ④ 指針に基づく施策の進行管理及び評価を行います。
 - 施策の推進状況調査の定期的な実施により、指針の進行管理を行います。
 - 市民・学識経験者等による川崎市多文化共生社会推進協議会を設置して施策の検証・評価についての助言を受け、指針の見直しに反映させます。
 - 施策の評価等について、外国人市民に分かりやすい形での公表に努めます。
- ⑤ 多文化共生社会の推進状況を把握し、施策に役立てるために、外国人市民の生活と意識に関する実態調査を定期的に実施します。
- ⑥ 外国人市民であることを理由とする差別の解消と人権侵害の防止に向けた施策について検討します。
 - 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例の適切な運用に努めます。
 - 法務省人権擁護機関の相談・調査救済手続の積極的な広報・周知に努めます。

(2) 関係機関・ボランティア団体等との連携

【現行指針】

(2) 関係機関・ボランティア団体等との連携

- ① 市民グループやボランティア団体等との連携のあり方を検討します。

A コメントと今後の課題

- ・ 多文化共生施策を展開する上でボランティアとして活躍する市民の果たす役割は大きい。しかし、ボランティアの不足が種々の場面で問題となっている。そこで、有償ボランティアの活動が適切に評価され、報酬等の待遇改善が必要なのではないか。

B 指針改定の提案

- ・ 以上のことから、指針を次のように改定することを提案する（下線部分が提案箇所）。

【指針の改定案】

(2) 関係機関・ボランティア団体等との連携

- ① 市民グループやボランティア団体等との連携のあり方を検討します。
 - ボランティアの活動が適切に評価されるよう、報酬等の待遇改善について検討します。

6 重点課題

【現行指針】

<重点課題>

1 情報の多言語化と通訳体制の拡充

日本語を母語としない外国人市民にとって、言葉の問題は市民生活をおくる上で大きな壁となっており、多言語での情報発信や翻訳・通訳体制のさらなる充実が求められています。

2 日本語学習支援の拡充

外国人市民が自立した生活を送るためにも、子どもから大人までを対象とした日本語学習支援の拡充が求められています。

3 施策推進の地域拠点づくり

指針に基づく施策をより推進するため、国際交流センターのさらなる活用とともに、川崎市の地理的特性を考慮した施策推進の地域拠点が求められています。

4 差別解消施策の検討

これまでの取組にもかかわらず入居差別をはじめとした差別は解消しておらず、差別解消と人権侵害の防止に対する取組を一層進めることが必要となっています。

A コメントと今後の課題

ア 情報の多言語化と通訳体制の拡充について

- ・ 前回の指針改定以降の施策の進展として、川崎区等の一部の区役所で実施していたタブレット型情報端末を活用したテレビ通訳サービスの全区役所での実施があげられる。また、AI通訳によるサービスの実施も全区役所で行うようになった。
- ・ 教育に関する施策としては、教育委員会が市立小中学校への翻訳機の配置、翻訳・通訳者の派遣を行うようになった。加えて、川崎区役所では独自に、「川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業」を継続している。
- ・ 指針本体に盛り込む場合、「タブレット型情報端末」のような具体的な書き方ではなく、「ICTの活用」という一般化した表現で書く方が望ましいのではないかと。
- ・ その他、〈やさしい日本語〉の活用の促進も図られている。
- ・ 重点課題「1 情報の多言語化と通訳体制の拡充」については、指針本体に書き込み、その改善などを改定案に盛り込むべきだろう。

イ 日本語学習支援の拡充について

- ・ 前回の指針改定以降の施策の進展としては、小中学校における日本語指導体制の再構築があげられる。この点は高く評価できる。
- ・ 重点課題「2 日本語学習支援の拡充」では、「子どもから大人までを対象とした日本語学習支援の拡充」が必要であることが述べられている。就学前児童から大人までを対象とした

日本語学習の拡充の重要性に変わりはなく、この重点課題を指針本体に組み込むことで施策を一層推進していくことが必要である。

- ・ そのため、「2 多文化共生教育の推進」という基本方針が就学前の子どもから大人まで全ての人の日本語学習支援を含むことが分かるように書き換えるべきではないか。
- ・ 大人の日本語学習が「多文化共生教育」の「教育」の範疇に含まれるかどうかは議論のあるところではあるが、現行指針においても「(3) 地域における学習支援」があるので問題はないだろう。基本方針「2 多文化共生教育の推進」には、就学前の子どもから大人まで全ての人の日本語学習支援が含まれることが分かるようにすることが大切である。
- ・ 具体的な指針の改定案については、「2 多文化共生教育の推進」の項で述べているので、そちらを参照されたい。

ウ 施策推進の地域拠点づくりについて

- ・ 市民文化局多文化共生推進課が検討している「多文化共生ラウンジ（仮称）」については、新たな相談支援体制の整備として市の総合計画に位置づけられ、2023（令和5）年度の整備を予定しているとのことであった。指針改定と同年度であるので、整備の進捗状況に応じて指針本体への盛り込み方を検討する必要があるだろう。
- ・ 指針に盛り込む場合は、「5 施策の推進体制の整備」の「(1) 行政組織の充実」に位置づけることが望ましいのではないか。
- ・ 国際交流センターが「4 共生社会の形成」の(5)に位置づけられているので、「5 施策の推進体制の整備」でよいかどうか議論が必要だろう。
- ・ 「4 共生社会の形成」の(5)では、国際交流センターがあることを前提に書かれている。指針改定時に整備されている「多文化共生ラウンジ（仮称）」については、国際交流センターの後ろに「多文化共生ラウンジ（仮称）」を追加するだけでよいかもしれないが、2つめ3つめの地域拠点づくりの必要性を指針本体に盛り込むとすれば、その前提として、「5 施策の推進体制の整備」の「(1) 行政組織の充実」に「施策の推進体制を充実させるために施設を整備し、その適切な管理運営に努める」といった内容の文言が必要なのではないか。その上で、既存の国際交流センターに加えて、「ニーズに応じて地域拠点（「多文化共生ラウンジ（仮称）」）を設置する」とか「設置を検討する」といった書き方になるのではないか。
- ・ 「多文化共生ラウンジ（仮称）」が整備されることを前提とすれば、「多文化共生ラウンジ（仮称）」を活用するように指針を改定することも必要であろう。例えば、「2 多文化共生教育の推進」の「(3) 地域における学習支援」の②の下位項目「市民館、国際交流センター、図書館等で学習機会や資料の提供に努めます。」に「多文化共生ラウンジ（仮称）」を追加するなどである。
- ・ 以上のように、重点課題「3 施策推進の地域拠点づくり」は、指針本体に盛り込む形で改定すべきだろう。

エ 差別解消施策の検討について

- ・ 「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」が2019（令和元）年12月16日に公布・施行され、2020（令和2）年7月1日に全面施行されたことから、差別解消施策は一定程度進展したと評価できる。今後は、条例が適切に運用されるよう、指針に書き加えるべきであろう。

- ・ また人権侵害が生じたときに川崎市だけで救済措置を講じることが難しいのが現状である。そこで、法務省人権擁護機関の相談・調査救済手続の積極的な広報・周知を図るよう指針に加えるべきではないか。
- ・ 以上のことから、重点課題「4 差別解消施策の検討」は、指針本体に盛り込む形で改定すべきだろう。

B 指針改定の提案

- ・ 前回改定において新たに設けた4つの重点課題については、施策に一定の展開が見られたと評価できることから、重点課題は削除し、指針本体にその内容を盛り込む形での改定を提案する。指針本体への盛り込み方については、各施策の該当箇所を参照されたい。
- ・ ただし、今後の本市施策の展開、社会情勢及び国際情勢の変化によっては、新たな重点課題が生じる可能性もあるため、今後とも重点課題とすべき点についての検討は継続すべきであるとする。

資 料

資料1 第2期川崎市多文化共生社会推進協議会 委員名簿

任期：2022（令和4）年4月1日から

2024（令和6）年3月31日まで

中野 裕二（なかの ゆうじ） 会長	駒澤大学法学部教授
小ヶ谷 千穂（おがや ちほ） 副会長	フェリス女学院大学文学部教授
大西 楠 テア（おおにし なみ てあ）	専修大学法学部教授
北沢 仁美（きたざわ ひとみ）	公益財団法人川崎市国際交流協会 常務理事・事務局長
孔 敏淑（こん みるく）	外国人市民代表者会議第9・10期代表者

敬称略、会長・副会長を除き50音順

資料2 第2期川崎市多文化共生社会推進協議会 会議開催経過

回	時 期	審 議 内 容
1	2022（令和4）年 5月27日（金）	委員委嘱 指針改定に向けた年間審議計画の確認
2	7月 8日（金）	施策の実施状況（事務局報告） 指針改定に向けた検討
3	9月 5日（月）	指針改定にむけた検討 協議会部会設置について
4	10月21日（金）	指針改定に向けた検討 第2期の中間報告として、指針の改定に向けた意見のとりまとめ
5	12月 9日（金）	指針改定に向けた検討 第2期の中間報告として、指針の改定に向けた意見のとりまとめ
6	2023（令和5）年 1月27日（金）	第2期の中間報告として、指針の改定に向けた意見のとりまとめ

川崎市多文化共生社会推進指針

< 基本目標 : 多文化共生社会の実現 >

国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現をめざします。

< 基本理念 >

① 人権の尊重

人権に関する国際原則等を踏まえ、異なる文化的背景を持つ市民が差別や人権侵害を受けることがないように、外国人市民に関わる施策等の推進に努めます。

② 社会参加の促進

外国人市民が、個人として本来持っている豊かな能力を発揮して、市民として様々な活動に主体的に参加し、共にまちづくりを担うことができるよう、地域社会への参加の促進に努めます。

③ 自立に向けた支援

日本語の理解力や文化の違いなどにより生活に支障をきたしている外国人市民が、文化的アイデンティティを保持しながら主体的に地域社会に関わることができるよう、自立に向けた支援に努めます。

< 施策推進の基本方向 >

1 行政サービスの充実

- (1) 行政サービスの提供
- (2) 情報提供・相談窓口
- (3) 年金制度
- (4) 保健・医療
- (5) 福祉
- (6) 住宅
- (7) 防災

2 多文化共生教育の推進

- (1) 就学の保障と学習支援
- (2) 違いを認め合う教育
- (3) 地域における学習支援
- (4) 家庭へのサポート

3 社会参加の促進

- (1) 市政参加
- (2) 地域における外国人グループ等の活動

4 共生社会の形成

- (1) 市民への意識啓発
- (2) 市職員等の意識改革
- (3) 市職員の採用
- (4) 事業者への啓発
- (5) 国際交流センターの活用

5 施策の推進体制の整備

- (1) 行政組織の充実
- (2) 関係機関・ボランティア団体等との連携
- (3) 国等への働きかけ

< 重点課題 >

- 1 情報の多言語化と通訳体制の拡充
- 2 日本語学習支援の拡充
- 3 施策推進の地域拠点づくり
- 4 差別解消施策の検討

川崎市多文化共生社会推進指針

< 基本目標 : 多文化共生社会の実現 >

国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現をめざします。

< 基本理念 >

① 人権の尊重

人権に関する国際原則等を踏まえ、異なる文化的背景を持つ市民が差別や人権侵害を受けることがないように、外国人市民に関わる施策等の推進に努めます。

② 社会参加の促進

外国人市民が、個人として本来持っている豊かな能力を発揮して、市民として様々な活動に主体的に参加し、共にまちづくりを担うことができるよう、地域社会への参加の促進に努めます。

③ 自立に向けた支援

日本語の理解力や文化の違いなどにより生活に支障をきたしている外国人市民が、文化的アイデンティティを保持しながら主体的に地域社会に関わることができるよう、自立に向けた支援に努めます。

< 施策推進の基本方向 >

1 行政サービスの充実

- (1) 行政サービスの提供
- (2) 情報提供・相談窓口
- (3) 年金制度
- (4) 保健・医療
- (5) 福祉
- (6) 住宅
- (7) 防災

2 多文化共生教育の推進

- (1) 就学の保障と学習支援
- (2) 違いを認め合う教育
- (3) 地域における学習支援
- (4) 家庭へのサポート

3 社会参加の促進

- (1) 市政参加
- (2) 地域における外国人市民等の活動

4 共生社会の形成

- (1) 市民への意識啓発
- (2) 市職員等の意識改革
- (3) 市職員の採用
- (4) 事業者への啓発
- (5) 国際交流センターの活用
- (6) 地域における多文化共生社会の形成

5 施策の推進体制の整備

- (1) 行政組織の充実
- (2) 関係機関・ボランティア団体等との連携
- (3) 国等への働きかけ

重点課題削除（指針本体にその内容を盛り込む）

資料5 川崎市附属機関設置条例（平成27年3月23日条例第1号）【抜粋】

（趣旨）

第1条 この条例は、法令又は他の条例若しくは規則で別に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として別表第1及び教育委員会の附属機関として別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

（所掌事務）

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

（組織）

第4条 附属機関は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の定数の欄に掲げる委員をもって組織する。

2 委員は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）が委嘱し、又は任命する。

3 市長等は、附属機関に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

（会長）

第6条 附属機関に当該附属機関を代表し、会務を総理する者（以下「会長」という。）1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第7条 附属機関は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 附属機関は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第8条 附属機関は、必要に応じ部会を設置することができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が会議に諮って指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

7 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が附属機関に諮って定める。

附 則

(施行期日) 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置) 2 この条例の施行の際現に別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関に相当する合議体(以下「従前の合議体」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、第4条第2項の規定により別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、同日における従前の合議体の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。 ～以下省略～

別表第1 (第2条～第5条関係) 市長の附属機関(抜粋)

附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
川崎市多文化共生社会推進協議会	国籍、民族又は文化の違いを豊かさとして生かし、全ての人相互いに認め合う多文化共生社会を実現するための施策の推進に関する指針その他当該施策の推進に必要な事項に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員	2年



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

第2期川崎市多文化共生社会推進協議会 中間報告書

川崎市多文化共生社会推進協議会

2023（令和5）年2月

（事務局）川崎市市民文化局市民生活部多文化共生推進課

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階

電話 (044) 200-2846

FAX (044) 200-3707

e-mail 25tabunka@city.kawasaki.jp



COLORS,
FUTURE!
ACTIONS
KAWASAKI 100th

第2期川崎市多文化共生社会推進協議会 報告書

川崎市多文化共生社会推進協議会

2024（令和6）年3月

（事務局）川崎市市民文化局市民生活部多文化共生推進課

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

電話 （044）200-2846

FAX （044）200-3707

e-mail 25tabunka@city.kawasaki.jp